ひとり親家庭支援担当課職員向け

関係者資料

ひとり親家庭支援策の実態に関する事例集

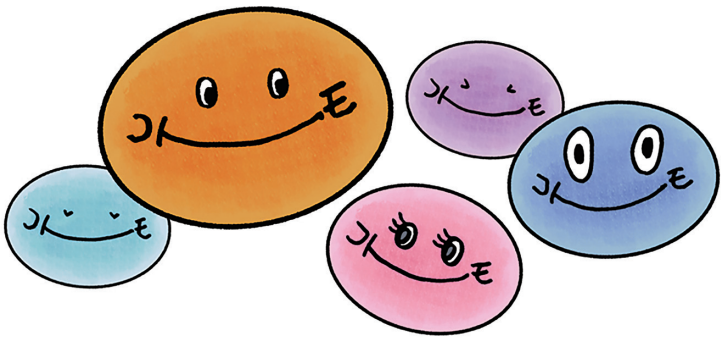

平成 29 年 3 月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

目次

はじめに

I.　自治体の基礎情報リスト 1

II. 事例紹介 7

1.　札幌市 7
2.　旭川市 8
3.　滝沢市 9
4.　埼玉県 10
5.　川越市 13
6.　上尾市 14
7.　越谷市 16
8.　船橋市 17
9.　松戸市 20
10.　東京都 23
11.　新宿区 24
12.　目黒区 25
13.　世田谷区 26
14.　練馬区 29
15.　足立区 30
16.　江戸川区 32
17.　八王子市 34
18.　立川市 36
19.　武蔵野市 38
20.　調布市 40
21.　藤沢市 42
22.　新潟市 44
23.　柏崎市 45
24.　静岡市 46

25. 碧南市 47
26. 京都府 48
27. 京都市 49
28. 大阪府 50
29. 箕面市 52
30. 明石市 53
31. 三田市 55
32. 高松市 57
33. 香南市 58
34. 北九州市 59
35. 福岡市 61
36. 武雄市 63
37. 熊本県 64
38. 沖縄県 65
39. 那覇市 68
40. 沖縄市 69

III. 自治体別ひとり親家庭等の支援策別　インデックス 71

IV. 事業・自治体別の特徴別　インデックス 74

「すくすくサポート・プロジェクト」について 78

はじめに

本事例集は、平成 28 年度厚生労働省委託事業「ひとり親家庭支援策の実態に関する調査研究事業」の一環としてひとり親家庭支援を実施している自治体向けに作成したものである。

「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき充実したひとり親家庭支援策について、すでに取組んでいる自治体での実施状況等を事例として紹介することにより、より多くの自治体が取組むことの契機となることを目的に、事業等の取組の背景や経緯、目的、具体的な取組内容や成果等について、各自治体等の状況を把握するとともに、関連する資料等の提供を受けて作成した。

本事例集では、以下の 7 事業の自治体の取組を紹介しており、紹介した自治体における、ひとり親家庭支援策の一部である。また、自治体では、自治体独自の事業名で実施している場合もあるが、本事例集では、国の補助事業の名称を用いている。

【本事例集における対象事業】

- 母子家庭等就業・自立支援事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭等生活向上事業
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
- 子育て短期支援事業

なお、上記の 7 事業に関連し、自治体における庁内外との連携等についての取組も、参考として紹介した。

本事例集の作成にあたっては、学識経験者及び自治体等から構成される検討委員会を設置し、事例紹介の構成等について、ご示唆をいただいた。

この場をお借りして、事例集の作成にご協力いただいた自治体等の担当者の皆様及び検討委員会メンバーとしてご協力をいただいた委員の皆様に、お礼申し上げます。

Ⅰ.　自治体の基礎情報リスト

本事例集に掲載している各自治体の基礎情報は以下のとおりである。

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
1.	札幌市	北海道	1,952,356	921,837	母子家庭数　17,327 世帯 父子家庭数　1,600 世帯 （「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目指して（札幌市ひとり親家庭等自立促進計画）」より）
2.	旭川市	北海道	339,605	155,747	母子家庭数　13,601 世帯 父子家庭数　1,637 世帯 （平成 22 年 10 月 1 日現在　「平成 27 年度版旭川市統計書」より）
3.	滝沢市	岩手県	55,463	20,787	母子家庭数　522 世帯 父子家庭数　59 世帯 （平成 29 年 2 月 16 日現在　岩手県滝沢市より）
4.	埼玉県		7,266,534	2,971,659	ひとり親世帯数　41,461 世帯（母子世帯（単独世帯）　35,999 世帯、父子世帯（単独世帯）　5,462 世帯）（平成 22 年国勢調査）（埼玉県子育て応援行動計画（平成 27～31 年度））
5.	川越市	埼玉県	350,745	145,715	母子世帯数　2,277 世帯 父子世帯数　419 世帯 （平成 27 年の国勢調査の結果より一般世帯数のうち、20 歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）） ※母子世帯： 未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。 ※父子世帯： 未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。
6.	上尾市	埼玉県	225,196	91,399	母子世帯数　1,717 世帯 父子世帯数　275 世帯 （平成 27 年の国勢調査の結果より一般世帯数のうち、20 歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）） ※母子世帯： 未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。 ※父子世帯： 未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
7.	越谷市	埼玉県	337,498	136,460	児童扶養手当受給者数　2,264 人（平成 26 年）(越谷市　児童福祉(平成 27 年版))
8.	船橋市	千葉県	622,890	272,432	児童扶養手当認定者数　3,696 世帯（母子世帯　3,510 世帯、父子世帯　186 世帯） 児童扶養手当受給者数　3,058 人（平成 28 年 4 月 1 日時点))
9.	松戸市	千葉県	483,480	215,627	母子・父子世帯数　2,430 世帯（母子世帯　2,133 世帯、父子世帯　297 世帯） （平成 22 年 10 月 1 日現在、総務省「国勢調査報告」より）
10.	東京都		13,515,271	6,701,122	母子世帯　159,500 世帯 父子世帯　19,500 世帯 （平成 27 年 3 月時点） （東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）より）
11.	新宿区	東京都	333,560	204,989	児童扶養手当受給者数　1,644 人（平成 27 年 3 月末日）（平成 28 年度新宿区の概況より）
12.	目黒区	東京都	277,622	146,162	母子・父子世帯数　2,271 世帯（母子世帯　2,001 世帯、父子世帯　270 世帯） （平成 22 年度国勢調査結果） 児童扶養手当受給世帯数 973 世帯（目黒区資料より平成 27 年 3 月 31 日現在）
13.	世田谷区	東京都	903,346	463,632	母子・父子世帯数　3,036 世帯（母子世帯　2,755 世帯、父子世帯 281 世帯） （再掲）母子・父子世帯数（他の世帯員がいる世帯を含む）3,726 世帯（母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）3,307 世帯、父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）　419 世帯） （平成 27 年国勢調査） 児童扶養手当受給者数 3,409 世帯（平成 27 年度実績　保健福祉総合事業概要） 生活保護母子世帯　349 世帯 （平成 28 年 3 月現在）（世田谷区調べ）
14.	練馬区	東京都	721,722	337,987	児童扶養手当支給児童数 6,380 人（平成 27 年度末）（練馬区勢概要より）

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
15.	足立区	東京都	670,122	310,662	児童扶養手当受給者数　7,133 人（平成 26 年） 就学援助率　足立区全体で 35.8%（平成 26 年）（東京都平均 22.4%、国平均 15.7%（平成 25 年）） （未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）より） 注：就学援助は、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を援助する制度。
16.	江戸川区	東京都	681,298	309,072	18 歳未満の子がいるひとり親世帯数 8,571 世帯（平成 22 年国勢調査） （うち母子世帯　7,551 世帯 うち父子世帯　1,020 世帯） 児童扶養手当受給者　5,848 人（平成 28 年 3 月） 児童育成手当受給者　7,934 人（平成 28 年 3 月）
17.	八王子市	東京都	577,513	253,356	母子・父子世帯数　5,629 世帯 （母子世帯　4,904 世帯、 父子世帯　725 世帯） （八王子市資料より　平成 22 年の値）
18.	立川市	東京都	176,295	83,285	母子・父子世帯数　6,152 世帯 （東京都　区市町村別ひとり親と子供の世帯数より）
19.	武蔵野市	東京都	144,730	74,022	児童扶養手当受給世帯　454 世帯 （平成 27 年度武蔵野市事務報告）
20.	調布市	東京都	229,061	110,581	核家族世帯のうち男親と子供（18 歳未満世帯員のいる世帯）213 世帯、581 人 核家族世帯のうち女親と子供（18 歳未満世帯員のいる世帯）1,680 世帯、4,579 人 （平成 22 年国勢調査　調布市統計書平成 27 年版） 医療費助成対象者数　24,349 人（平成 24 年度）（調布市まちづくりデータブック 2013）
21.	藤沢市	神奈川県	423,894	180,170	児童扶養手当受給者世帯 母子家庭　2,369 世帯、 父子世帯　103 世帯、 養育者家族 12 世帯 （平成 27 年 3 月 31 日現在）（藤沢市ワンポイント指標　2016 年度（平成 28 年度）より）

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
22.	新潟市	新潟県	810,157	321,511	母子世帯　583 世帯（平成 26 年） 児童扶養手当　受給者数　資格者数 6,397 人 （平成 26 年 3 月 31 日現在）（新潟市の保健と福祉～福祉編　平成 27 年度より）
23.	柏崎市	新潟県	86,833	33,560	母子・父子世帯数　416 世帯 （母子世帯　374 世帯、 父子世帯　42 世帯） （統計かしわざき No.60（平成 22 年国勢調査結果）より）
24.	静岡市	静岡県	704,989	286,013	母子・父子世帯数　4,184 世帯 （母子世帯　3,741 世帯、 父子世帯　443 世帯） （平成 27 年度国勢調査結果）
25.	碧南市	愛知県	71,346	26,477	母子・父子世帯数　2,252 世帯 （母子世帯　1,878 世帯、 父子世帯　374 世帯） （平成 27 年の国勢調査の結果より一般世帯数のうち、20 歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）） ※母子世帯： 未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。 ※父子世帯： 未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。
26.	京都府		2,610,353	1,152,902	母子家庭数　22,200 世帯、 父子家庭数　3,461 世帯 （平成 22 年国勢調査　京都府資料より）
27.	京都市	京都府	1,475,183	705,874	母子世帯　9,793 世帯、 父子世帯　895 世帯 （平成 22 年国勢調査）（京都市データより）
28.	大阪府		8,839,469	3,923,887	ひとり親世帯　124,642 世帯（全世帯の 3.2%） （平成 22 年国勢調査より）

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
29.	箕面市	大阪府	133,411	56,829	ひとり親家庭の世帯数　989 世帯 　母子家庭数　877 世帯 　父子家庭数　112 世帯 （平成 27 年の国勢調査の結果より一般世帯数のうち、20 歳未満世帯員のいる母子世帯および父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）） ※母子世帯： 未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。 ※父子世帯： 未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯。 児童扶養手当受給者数　1,086 人 （箕面市教育委員会　子ども未来創造局（平成 27 年 3 月末時点））
30.	明石市	兵庫県	293,409	121,890	児童扶養手当受給者世帯数（平成 29 年 1 月末現在）　2,502 世帯 （内訳） 母子世帯数　2,396 世帯 父子世帯数　98 世帯 養育者世帯数　8 世帯
31.	三田市	兵庫県	112,691	41,070	母子・父子世帯数　505 世帯 （母子世帯　435 世帯、 　父子世帯　70 世帯） （三田市統計書　平成 27 年版（平成 22 年国勢調査）より）
32.	高松市	香川県	420,748	182,047	児童扶養手当受給資格者数 4,538 人 （平成 27 年度） ひとり親家庭等に対する医療費の助成の対象人員　10,785 人 （平成 27 年度）（高松市　市政概況）
33.	香南市	高知県	32,961	12,953	ひとり親世帯数　289 世帯 （平成 22 年）（平成 22 年国勢調査） （香南市子ども・子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）より）
34.	北九州市	福岡県	961,286	426,325	母子世帯数　15,733 世帯 父子世帯数　2,229 世帯 　合計 17,962 世帯 （北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）より）
35.	福岡市	福岡県	1,538,681	764,820	母子世帯数　19,970 世帯 父子世帯数　2,777 世帯 （平成 23 年度福岡市ひとり親家庭実態調査結果より）

	自治体名		人口(人)	世帯数（世帯）	ひとり親世帯数等
36.	武雄市	佐賀県	49,062	16,932	ひとり親家庭等医療費助成の受給世帯　約 650 世帯 （武雄市ヒアリングより） 平成 22 年の 18 歳未満の子どものいるひとり親世帯数　320 世帯（国勢調査より）
37.	熊本県		1,786,170	704,730	ひとり親家庭の世帯数　22,310 世帯（平成 27 年国勢調査） 児童扶養手当受給者数　19,503 人（平成 27 年度末）
38.	沖縄県		1,433,566	560,424	母子世帯数　29,894 世帯 父子世帯数　4,912 世帯 （『平成 25 年度　沖縄県ひとり親世帯等調査報告書』より）
39.	那覇市	沖縄県	319,435	135,532	母子世帯数　4,616 世帯 父子世帯数　402 世帯 （那覇市児童扶養手当受給世帯数（平成 29 年 1 月末現在）
40.	沖縄市	沖縄県	139,279	53,325	母子世帯数　2,015 世帯 父子世帯数　357 世帯 （沖縄市データより）

出典）人口及び世帯数は平成 27 年国勢調査より（総務省）

注）ひとり親世帯数等は、それぞれの自治体で公表している関連の数値を用いているため、定義等はそれぞれ異なっていることに注意が必要である。

II. 事例紹介

札幌市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援事業

メディアの活用、開放的な空間での開催で合同就職説明会への参加を促進

【背景・目的】

札幌市では、ひとり親家庭等が十分な収入を得て自立した生活を送ることができるように就業支援の充実を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の基本目標の一つに掲げ、積極的に就業支援策を展開している。平成 26 年度から新たに取組みを開始した「ひとり親家庭就業機会創出事業」は、ひとり親家庭に理解ある企業を開拓し、就職の機会を提供するため合同就職説明会を開催する事業である。

【取組】

- 周知方法の工夫：札幌市公式サイト、事業委託先のウェブサイトでの情報提供のほか、ポスター及びチラシを、ハローワーク、市内の認可保育園、JR 駅等へ配架。女性向けの札幌情報誌やフリーペーパーへの広告掲載、ラジオや SNS での情報提供も実施。
- 開催場所の工夫：札幌駅に近いガラス張りのビルを会場とすることで、参加者の心理的抵抗を軽減。
- 託児ルームの併設、折り紙教室等子ども向けのイベント開催や、就職活動の際に役立つ「春コーデ教室」等の開催により、子連れでも参加しやすい雰囲気、ひとり親の興味をひく内容とした。
- 平成 28 年度の事業規模は 4,000 千円、公募型プロポーザルで委託先を決定。

平成 26 年度及び平成 28 年度の会場（左：外観　右：内観）

出典）札幌市「札幌市ひとり親家庭雇用機会創出事業　報告書」

【成果】

○ 平成 26 年度の事業実績は、参加者数 229 人と目標値である 200 人を上回った。うち、就業に至った人数は 20 人。出展企業数は 24 社、求人掲載企業数は 40 社。

○ 合同企業説明会への参加者からは、「正社員の道は諦めかけていたが、意欲が出た」「ひとり親の不安を真っ先に取り除いていただいて助かった」等、前向きな感想が多く見られ、参加企業側からも「求職者に意欲的な人が多く、熱意に感激した」等の意見があった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】札幌市　子ども未来局　子育て支援部　子育て支援課　　011-211-2988

旭川市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業

社会福祉協議会との連携により就業支援を促進

【背景・目的】

平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「旭川市子ども・子育てプラン」では、「多様な情報の効率的な提供」「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保と経済的支援の充実」の 4 つを主要事業としている。「就業支援の充実」の具体的な施策として、旭川市社会福祉協議会に母子家庭等就業・自立支援センター事業を委託し、緊密な連携体制によって、ひとり親家庭に適切な支援が行き届くように工夫をしている。

【取組】

- 母子家庭等就業・自立支援センターを運営する社会福祉協議会は、毎月、市へセンター事業実績報告を実施。社会福祉協議会からは、センター側の相談状況や、市が実施する他のひとり親自立支援施策に繋げるべき案件について、また市からは国の制度改正の状況等について情報共有し、密な連携を実施。
- 母子家庭等就業・自立支援センターでは、ハローワークから、マザーズハローワークの紹介案件の提供を受けている。
- 過去にセンターの求人情報への登録実績のない企業について、電話による事業説明とあいさつ回りを実施。最終登録から年数が経過している企業について、改めて事業説明を実施。
- ひとり親家庭向けの周知方法としては、児童扶養手当の現況届提出時にチラシを配布するほか、市役所の各支所、児童センターへチラシ配布を実施。
- 相談室は 3 室を設置し、相談室内に子どもが遊べるおもちゃスペースを設置。

ひとり親向けに作成したチラシ

母子家庭等就業・自立支援センター
相談室内（おもちゃスペース付）の様子

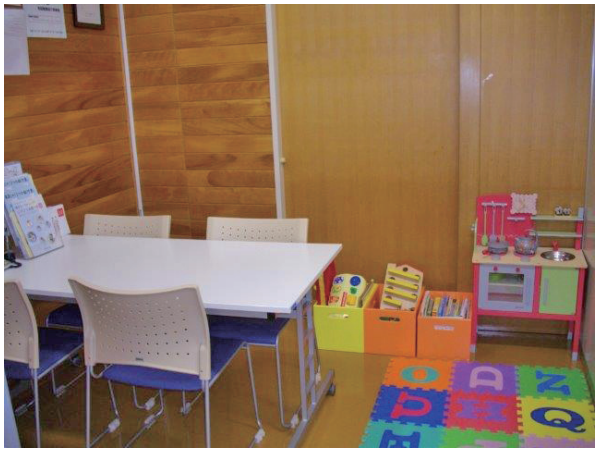

出典）旭川市資料

【成果】

○　相談件数は就業に限ったものではない（生活相談、養育相談等を含む）が、平成 28 年 4 月～11 月末までで、新規相談が 51 名、継続が 27 名であった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】旭川市　子育て支援部　子育て助成課　　0166-25-9107

滝沢市	その他	庁内外連携

庁内の連携により、支援の網目を細かくする取組を実施

【背景・目的】

滝沢市は、平成 26 年 1 月 1 日に「人口日本一の」村から市へと移行した。これを機に庁内の配置にも工夫をし、関係各課の連携をさらに深め、支援の必要性が高い人を確実に支援へつなげることを目指している。

【取組】

- 転入などの住民異動届申請書に、市からの支援等に関連する手続きのチェック欄の一つとして「ひとり親家庭である、または同一住所でひとり親家庭と同居している」という項目を用意し、チェックがあった場合には、住民異動票の担当課回覧欄に○を記入し、確実に支援窓口につないでいる。
- 住民に関係する担当課を１階に集約させることにより、市民が各窓口を順番に訪れるのではなく、各担当課の職員が入れ替わり市民のいる窓口へやってきて手続きを行う方式も採用。
- 庁舎 1 階には各課共有の子どもの遊びスペースを設置し、親が各種手続きをしている間、市職員や市民も見守る中で子どもが遊ぶことができ、市民にやさしい市役所のイメージを醸成。
- 乳幼児健診や医療費助成の相談など、各課窓口において、相談の内容からひとり親家庭に関連する支援が必要と考えられる場合は、ひとり親家庭の支援の担当課につないでいる。
- ひとり親支援のパンフレットを作成し、誰でも手に取り、持ち帰りができるようにしている。

窓口が横並びとなった
フロアの様子

各課共有の遊びスペース

出典）滝沢市の許可を得て撮影

「ひとり親家庭・寡婦のための支援
ガイドブック」表紙

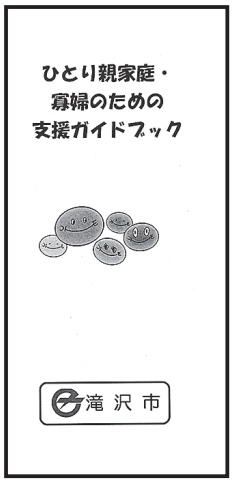

出典）滝沢市資料

【成果】

－

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】滝沢市　健康福祉部　児童福祉課　　019-656-6519

埼玉県	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援講習会等事業 相談関係職員研修支援事業

様々な研修プログラムを通じて、県内の母子・父子自立支援員等の育成に注力

【背景・目的】

埼玉県では、県内の母子・父子自立支援員や婦人相談員の育成に向け、全般的なスキルアップを目的として相談関係職員研修支援事業と、就業支援のためのスキルアップを目的とした就業支援講習会等事業を実施している。

【取組】

- 研修の対象は、県の母子・父子自立支援員と県下の市の母子・父子自立支援員、婦人相談員のあわせて 60 人弱。
- 就業支援講習会等事業では、講師の話を聞く研修に加え、参加者が日頃の仕事上の悩みや情報を交換、共有するなど、意見交換ができる機会として、グループワークを組み込む。グループワークの実施は、外部からファシリテーターを呼ぶのではなく、参加者の中から司会的な役割をする人を選定して実施。

人材育成のための内容等

	実施主体と頻度等	研修の内容等
相談関係職員研修支援事業	埼玉県が直接実施 年 3 回、半日で実施	・専門家による講演 ・県の施策の説明 ・年度初めには新規事業の説明 ・県外での全国的な研修への参加報告（対象としているのは、全国やブロック単位で実施されている研修会。県内から 2 名程度が参加し、参加後に報告） ・施設見学もしくは施設紹介（これまでに実施された施設としては、DV を対象としたシェルターやステップハウス　など）
就業支援講習会等事業	公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会に委託して実施 年 2 回、半日で実施	・特定の職業の方を講師として、必要な資格や勉強内容等の講演（就労支援の相談にあたり、相談者が関心のある職業について、どのような支援を行うとよいかを学ぶため） これまで対象とした職業例：美容師や行政書士、看護師等 ・グループワークの実施（参加者 5～6 人程度で 1 グループを構成、仕事上の悩みなどの情報交換、共有。1 時間弱程度実施）

出典）埼玉県ヒアリングより作成

【成果】

○ それぞれの研修に、対象となる埼玉県内の母子・父子自立支援員や婦人相談員あわせて 60 人弱のうち、1 回あたり 50 人弱が参加している。
○ 就業支援講習会等事業のグループワークでは、仕事の悩みの情報交換やアドバイス等が受けられることで、参加者から好評を得ている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】埼玉県　福祉部　少子政策課　　048-830-3337

埼玉県	ひとり親家庭等生活向上事業	家計管理・生活支援講習会等事業

子どもの教育資金をテーマにした講演と相談会を実施

【背景・目的】

ひとり親家庭等生活向上事業のひとり親家庭等生活支援事業の家計管理・生活支援講習会等事業として、ひとり親家庭の親等を対象に、平成 28 年度に研修を実施。

【取組】

- 社会保険労務士やファイナンシャルプランナー等の資格を有する専門家を講師に、講演とグループ相談会を実施。
- 対象は、ひとり親家庭の親または寡婦。
- 研修では、未就学児を対象とした託児サービスを提供、保育料は無料。
- 講演会の開催についての情報発信は、作成したチラシを、市町村の関連する窓口に置くほか、母子寡婦の団体の会員に配布するとともに、業務を実施した公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会の HP で実施。
- テーマは、「気になる子どもの教育資金」。チラシには以下のようなコメントを掲載。

> 子どもの進路については、親も悩みますね。教育費はどのくらいかかるのでしょう。
> どうやって準備をすればいいのかしら。まだまだ先と思っていても子どもの成長は早いものです。
> 今の家計の状況も見直せるかもしれません。この機会に話を聞きに来ませんか？

出典）埼玉県　講演のためのチラシより抜粋

【成果】

○　定員 30 人での事前申込制で実施。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】埼玉県　福祉部　少子政策課　　048-830-3337

埼玉県	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

福祉事務所に就業支援専門員を配置し、ハローワークと連携して児童扶養手当受給者の就業、職場への定着を支援

【背景・目的】

児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターと福祉事務所の就業支援専門員が協働で、就職活動の支援に取り組んでいる。

【取組】

- 支援内容としては、専任の支援員が担当し、就職活動に関する相談、キャリアの棚卸、履歴書・職務経歴書の作成指導及び添削、仕事に必要な技術・知識のアドバイスや職業訓練の案内、希望条件に合った求人の個別開拓などを実施。
- 児童扶養手当受給の現況届を提出する８月に、提出受付の窓口の横に、就業相談のための場所を設けて、現況届の提出と相談を一体的に行うことができる環境を整備。
- 埼玉県が設置している県内４か所の福祉事務所のうち、東部中央と西部、北部の３か所の福祉事務所に、各１名の就業支援専門員を平成 26 年度から配置。
- 就業支援専門員は、ハローワークの OB など、就業支援の経験やノウハウを有する人であり、ハローワークとの連携も行いやすい状況。

就業支援専門員の業務内容の例

○相談者の希望を踏まえたキャリアカウンセリングを行い、ライフキャリアプラン、目標設定、再就職のコツやノウハウ等の紹介

（例示）

・自分を振り返り、長所や自己アピールを考え、整理
・履歴書や職務経歴書の書き方のコツや応募書類作成のアドバイス、準備
・求人票の紹介、希望求人の求人票の見方の説明
・ハローワークへの同行
・求人先にアピールする応募書類の作成、アドバイス
・模擬面接の実施
・就職後のフォローアップ　　など

児童扶養手当受給者向けの就業支援のためのチラシ

出典）埼玉県資料

【成果】

○　就業支援専門員とハローワークの連携による就業及び職場定着への支援が行われている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 埼玉県　福祉部　少子政策課　　048-830-3337

川越市	ひとり親家庭等生活向上事業	情報交換事業

孤立しがちなひとり親に対して交流の場を提供し、相談窓口の職員とだけでなくひとり親家庭同士で悩みを共有

【背景・目的】

川越市では、ひとり親家庭からの相談件数は一定数あったものの、実際に来庁して相談することにハードルを感じる方や、孤立感を感じている方などがいた。

そこで、先行して実施していた母子家庭等就労支援セミナーの参加者等に、母子家庭の交流についてアンケートを実施したところ、交流の場を希望する声が多数あった。

このことから、交流の場を通じて、母子家庭の母等が母子・父子自立支援員との関係を築き、気軽に相談できる環境をつくるとともに、親同士の情報交換を促すことを目的に「シングルマザー交流会ママっこ広場」を開催することとなった。

【取組】

- 平成 28 年度は「シングルマザー交流会　ママっこ広場」を 7 月、9 月、12 月、2 月の土曜日に計 4 回開催。毎回定員は親子で 10 組。参加費は託児を含めて無料。
- 交流会の内容は月ごとに異なるが、日常から離れて親子で楽しめるように工場見学、スイーツ作り等を実施。
- 年に一度はイベント的な催しではなく、「お話し会」を開催。その内容は、川越市の支援を活用することで、自立できたひとり親の方をお招きし、それまでの経緯や現在までの状況等を聞く会。お茶菓子を用意するなど、気軽に話ができる雰囲気の中で、車座になって情報交換を実施。
- 交流会では、参加者との会話の中で、ひとり親支援施策や他の社会資源等を案内し、自立に向けた支援につなげられるよう心掛け、詳細な相談などは、後日対応している。
- 「お話し会」のようなひとり親のみを対象とし、子どもを対象としない時など、必要に応じて臨時の保育士を配置し、安心して交流会に参加できる環境を整備。

「シングルマザー交流会
ママっこ広場」９月の案内

出典）川越市資料

【成果】

○ 相談窓口に来庁しても個人の抱える悩みは解消できないのではないかと考えていた方が、交流会に参加することで、母子・父子自立支援員との相談につながるなど、自立に向けて前向きに取り組むきっかけになった。

○ 交流会で事前に母子・父子自立支援員と顔を合わせているため、相談に至るハードルが下がり、自立のための有効な手段として、相談窓口を身近に感じてもらえるようになった。

○ 交流会では、参加者同士の交流も促すことで、連絡先を交換し合ったり、次回からの交流会に一緒に参加するなど、孤立感の緩和に効果が見込まれる。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】川越市　こども未来部こども家庭課　　049-224-5821

上尾市	その他	生活支援・相談受付

国家資格をもつ支援員を中心に相談に関する研修を実施、担当課職員全員が相談受付可能に

【背景・目的】

庁内では児童福祉分野の相談業務の拡大の必要性は感じるものの、子ども支援課にはソーシャルワーカーの配置がなく、外部団体への委託もコスト面等から難しかった。しかし、全庁の目標として「相談窓口の充実」が掲げられ、窓口に来訪したひとり親の方々をたらい回しにせず、きちんと相談を受け付けることが求められていた。

そこで、精神保健福祉士の資格を持つ正職員を母子・父子自立支援員として新たに配置した。さらに、担当課職員に研修を行い、全員が初回の相談を受け付けられるようになることを目指した。

【取組】

- 担当課職員に対して以下のようにして研修を実施。初めて相談業務を担当する職員がつまずきやすい内容を記載するなど、ソーシャルワークの専門職ならではの知識と経験を活かしたオリジナルの研修テキストを用いた研修。
  - ⅰ　ひとり親相談の目的・背景、窓口相談で行うことや支援・他部門他機関の紹介
  - ⅱ　相談の基礎として、相談の基本や心構え、相談受付後に記録票に記入するジェノグラムの書き方の研修
  - ⅲ　モデルケースを用いた事例検討
- 研修受講後は、ごく基本的な窓口相談受理と、ひとり親の父母に限らず、窓口に来訪する相談者の主訴とニーズを聞き分け、その後の対応を意識するようになった。
- 全職員が実際に相談窓口にたち、インテークから初回相談を行う。2 回目以降の継続相談は母子・父子自立支援員に一本化。
- 窓口で相談を受理した職員が、聞き取った際のメモをもとに記録票を起票し、母子・父子自立支援員へ引継ぎを実施し、また担当課内で情報共有。
- 窓口で大きな記録票を広げて、細かい項目をもとに聞き取りを行うと、相談受理ではなく尋問や調査のようになってしまうという懸念から、窓口ではメモを活用し、後からでも無理なく記入できる上尾市独自の記録票を活用。

【成果】

○ 担当課職員全員での対応が可能となったことから、土曜日を含め、いつでも初回相談を受け付けられるようになった。

○ 職員全員が、実際に相談を受け付けることによって、ひとり親が置かれている状況の深刻さを理解し、より寄り添った支援を実施していこうという機運を課内で高めることができた。

○ また職員もよりきめ細やかな聞き取りができるようになり、来訪したひとり親に、支援内容や各種給付金等の案内だけでなく、一歩踏み込んで相談者の状況を理解するよう努めるようになった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 上尾市　子ども未来部　子ども支援課　　048-775-6819

上尾市	その他	生活支援・相談受付

ひとり親家庭支援相談窓口「こどもすくすくスクエア」を設置し、ワンストップで相談を受付

【背景・目的】

上尾市では、ひとり親家庭を含む、市民へのさまざまな支援窓口が担当所管ごとにわかれているため、来庁したひとり親のニーズを一元的に聞きとり、相談内容に応じて他課との連携も行いながら支援するワンストップのひとり親家庭支援相談窓口「こどもすくすくスクエア」を設置している。

【取組】

- 全庁の目標として「相談窓口の充実」を掲げており、土曜日も市役所の一部窓口は開庁。子ども支援課でも、土曜日は正職員 2 人以上を含む 3 人以上が出勤し、庁内で研修を受けた職員が土曜日でも初回の相談受付を実施。
- ただワンストップ窓口を設置するだけでなく、相談を途切れなく受け付け、支援につなげるため、母子・父子自立支援員だけでなく職員総出で相談を受け付けている。
- 窓口では「こどもすくすくスクエア」のロゴを使用している。窓口ではロゴマークを使用することで、訪れたひとり親が、他の来庁者にひとり親であることが分かってしまうという懸念も想定されたが、ひとり親支援の窓口や相談室を分けて設けることはしていないため、ひとり親であることを推測されてしまう等、来訪者からの意見は寄せられていない。

上尾市のワンストップ窓口の様子

出典）上尾市の許可を得て撮影

【成果】

○ ワンストップ窓口を設置し、ひとり親を含む父母が庁内でどの課に行けば必要な手続きが行えるのかと迷わなくなった。また複数の問題を抱えているひとり親家庭に対し、一元的に相談を受け付け、その後必要に応じて、より細かい対応のできる関係機関につなぎ、連携することができるようになった。

○ 子ども支援課は土曜日でも開庁し、ひとり親家庭への支援窓口を開設しているので、平日は働いているひとり親の方々が相談のために来訪しやすくなった。

【その他（関連資料）】

－

【担当部署】上尾市　子ども未来部　子ども支援課　　048-775-6819

越谷市	その他	庁内外連携

連絡票を用いて、ハローワークへの相談者の訪問を支援

【背景・目的】

越谷市では、ハローワークとの連携を図るための手段として、市が独自に作成した連絡票を用いている。

【取組】

- 越谷市の子育て支援課に相談したひとり親を、ハローワークに紹介する場合、子育て支援課の母子・父子自立支援員が、連絡票に必要事項を記入し、相談者に手渡し。
- 相談者は、連絡票をもってハローワークを訪ねることにより、スムーズに相談を行うことが可能。
- 子育て支援課からは、ハローワークにあらかじめ連絡しておくとともに、連絡票には記載しないほうがよい内容等については、連絡票とは別に、電話等で情報の共有を実施。（連絡票は、母子・父子自立支援員が記入して、そのまま本人に手渡し、本人が持っていくため、本人が見ることが可能）

子育て支援課からハローワークに相談者を導く連絡票

日　時	年　月　日（　）
内容	□ 離職者住宅支援給付の利用を希望 □ 総合支援資金貸付の利用を希望 □ 生活・就労相談を希望 □ マザーズコーナーの利用を希望 □ 職業訓練を希望
備考	□ 子育て支援課にてハローワークの生活支援窓口を紹介 □ ハローワーク ＿＿＿＿＿＿氏に電話連絡済み
メモ欄	
子育て支援課/母子・父子自立支援員	

出典）越谷市資料

【成果】

○　相談者は、ハローワークを訪ねやすくなるとともに、スムーズにハローワークでの相談等に移行することができる。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】越谷市　子ども家庭部　子育て支援課　048-963-9172

船橋市	母子・父子自立支援プログラム策定事業

自立支援プログラム策定員による就業支援、ハローワーク同行

【背景・目的】

児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を実施している。

【取組】

- 平成 28 年度は、児童扶養手当の現況届提出時に「不就労」と回答したひとり親に対して、不就労の理由として、病気や介護を挙げた人を除いて、現況届受付の流れの中で母子・父子自立支援プログラム策定員や母子・父子自立支援員との面接を実施。
- 自立・就業に対する意欲のあるひとり親家庭に関しては、意向を十分確認した上で、母子・父子自立支援プログラムの策定を提案。申込書を提出した方に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員による個別面接を実施。
- 個別面接により、具体的な自立・就業に向けた課題や潜在的なニーズ把握により、子育て・生活支援から就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを記載した自立支援計画書を策定。
- 就業支援に関しては、ハローワーク船橋及び同マザーズコーナー等と連携。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員は、相談者に、履歴書の書き方などの指導を行い、具体的な職業斡旋が必要な場合は、ハローワークへの同行支援等により、ハローワーク職員と対面での引き継ぎを実施。
- 平成 28 年度から要件が追加された「アフターフォロー」に関して、船橋市では就労から 3 ヶ月後及び 6 ヶ月毎に電話による現況確認を実施。

【成果】

－

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】船橋市　子育て支援部　児童家庭課　047-436-3316

船橋市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援講習会等事業

ひとり親家庭の就業促進のための技能取得講座及びセミナーの開催

【背景・目的】

ひとり親家庭等の就業促進を図ることを目的として、就業準備・離転職セミナーやパソコン技能習得講座を開催している。

【取組】

- 船橋市では本事業を委託により実施。
- パソコン技能習得講座は年間３回実施している。必要とするソフト（Word、Excel、PowerPoint）別に入門、基礎、応用、資格コースと１つの復習コースから選択でき、各コースの定員は 20 名。
- ひとり親家庭が参加しやすいように、無料の託児サービス（1 歳から就学前の児童に限定）を設置。
- 就職準備・離転職セミナー（就職面接術や履歴書の書き方等）に関して、単独開催では希望者が少ないため、パソコン技能習得講習期間中にセミナーの日程を設定し、セミナーに参加しやすくするように工夫。

パソコン講習/就職準備・離転職セミナー受講生募集のご案内

パソコン講習／就職準備・離転職セミナー
受講生募集のご案内

後期日程の受講生を募集します！

職場や就職活動の面接時に、「パソコン操作は得意です！」と自信を持って言える実践的なスキルが身につくパソコン講習です。就職・転職活動をされている方、また現在の職場で一歩を踏み出したいとお考えの方は、ぜひ、ご利用ください。

パソコン技能習得講習

受講資格
①市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童（義務教育を終了した20歳未満の児童）並びに寡婦（お子さんが20歳未満の時に母子家庭の母になった方）。
②各コースで定めた講習全日程を受講できる方。
③受講後、講習で得た技能を就職に役立てる意欲のある方。

会　場
母子・父子福祉センター
（新京成線習志野駅前）
※駐車場はありません。

定　員
各20人
（申込多数の場合は抽選）

費　用
受講料は無料。
教材費や会場までの交通費、昼食代などは自己負担です。

教材費
パソコン入門　1，000円
ワード・エクセルの講習　各2，000円
パワーポイント資格　2，200円

その他
無料の託児サービス有り
（1歳～就学前の児童に限る。）

保育園等に預けることができる場合は、そちらをご利用ください。

日程・時間
日程　右表のとおり
時間　9:30～15:30
（パソコン入門のみ右表のとおり）

※1　右記のコースは、修了受講していただけます。
※2　⑩フォローアップのみの受講はできません。①～⑨までのコースを受講のうえ、復習等にご利用いただく日となります。
※3　1月27日に下記の就職準備・離転職セミナーを開催します。9：30からのセミナー終了後、11：00からパソコン入門講習を行います。

申込方法
申込書（裏面）又はハガキに、「住所、氏名、電話番号、母子・父子・児童・寡婦の別、希望コース名とコース番号、保育の希望がある場合は子の年齢と人数」を記入して、児童家庭課の窓口または郵送（〒273－8501※住所不要）にてお申込みください。申込書は、児童家庭課、母子・父子福祉センター、船橋駅前総合窓口センター14番窓口で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます。

締め切り
平成29年1月13日（金）まで
締め切りを過ぎても定員に達するまでは募集を継続します。※締切後、1週間ほどで受講の可否を郵送でお知らせします。

No.	コース	日　程
①	パソコン入門（全1日）	平成29年1月27日（金）（11:00～16:00）
②	パワーポイント資格（毎週土曜日）（全4日）	平成29年1月28日（土）～2月25日（土）※平成29年2月11日（土）を除く
③	ワード基礎（全4日）	平成29年1月31日（火）～2月3日（金）
④	エクセル基礎（全4日）	平成29年2月7日（火）～2月10日（金）
⑤	エクセル応用（全4日）	平成29年2月14日（火）～2月17日（金）
⑥	フォローアップ（全1日）	平成29年2月21日（火）

※資格コースはマイクロソフトオフィススペシャリスト2013の資格取得対策に関するコース

就職準備・離転職セミナー

日時・内容：
1月27日（金）9:30～10:50
「まわりと差がつく面接術」
対象：市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びひとり親家庭の児童（義務教育を終了した20歳未満の児童）並びに寡婦（お子さんが20歳未満の時に母子家庭の母になった方）
会場：母子・父子福祉センター
定員：10名
申込み：児童家庭課（℡：047-436-2320）までお電話ください

問合せ先
船橋市　子育て支援部
児童家庭課
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10番25号
℡　047-436-2320

出典）船橋市公式ウェブサイトより

【成果】

－

【その他（関連資料等）】

ひとり親のニーズを把握するため、講習会終了時にはアンケート調査を実施し、要望等の取りまとめを行っている。

【担当部署】船橋市　子育て支援部　児童家庭課　047-436-3316

船橋市	その他	生活相談・相談受付

相談機能の充実と漏れのない支援策の周知

【背景・目的】

船橋市では、ひとり親家庭支援に関する相談機能の充実を目的として、相談スペースの確保や休日・夜間相談を予約制で実施している。ひとり親家庭への支援策周知は広報紙やリーフレットの配架に加え、現況届提出時や離婚届出用紙受け取り時のリーフレット手交等、あらゆる機会を捉え、漏れのない情報提供を目指している。

【取組】

- 平成 28 年度から通常の相談窓口の隣にパーテーションで仕切ったスペースを増設し、やや込み入った内容の相談も、相談者が窓口を訪れた際に一連の流れで案内できる環境を整備。
- 就労等の理由により平日昼間に市役所へ来られない方のために、月に 2 回、船橋駅前総合窓口センターにおいて、休日・夜間の相談窓口対応を予約制で実施。
- 広報紙やホームページで、新規事業や手当の案内、制度改正等の情報提供を行うことに加え、ひとり親家庭に関するリーフレット（ひとり親家庭のみなさまへ）を年度ごとに作成し、配布。
- 現況届の手続きを終了したすべての方へ簡易リーフレット（児童扶養手当現況届を済ませた方へ）を手渡しし、全般的な事業周知を実施。
- 離婚届出用紙の受取に来た方（離婚を考えている方）を対象とした簡易リーフレットを作成。戸籍住民課窓口担当者へ依頼し、離婚届出用紙と合わせた配布を実施。

「ひとり親家庭のみなさまへ」表紙

「児童扶養手当現況届を済ませた方へ」表面

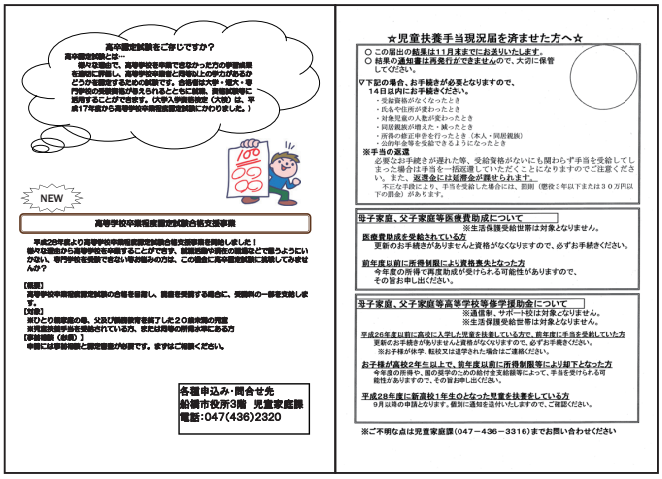

出典）船橋市資料

【成果】

－

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】船橋市　子育て支援部　児童家庭課　047-436-3316

松戸市	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

ひとり親家庭向けの諸手当の窓口と相談窓口を一本化し、相談者の利便性向上を実現し、相談件数も増加

【背景・目的】

松戸市では、平成 27 年度まで、母子・父子自立支援員等の支援員が配置されていた子ども家庭相談課（主に相談受付業務を担当）と、児童手当や児童扶養手当などの経済的支援に加えて、ひとり親家庭の就業支援を行う就業支援専門員が配置されている子育て支援課は、徒歩 5 分程度離れている庁舎に別々に配置されていたため、来訪者は児童扶養手当の手続きのついでに気軽に相談できるという状況ではなかった。

【取組】

- 平成 28 年 4 月から、母子・父子自立支援員の所管を子育て支援課に異動し、児童扶養手当等の相談や手続きに訪れるひとり親に、ひとり親家庭全般についての相談もすぐ近くで行えるようになり、ワンストップの総合的な窓口へと変更した。

松戸市　市庁舎配置図

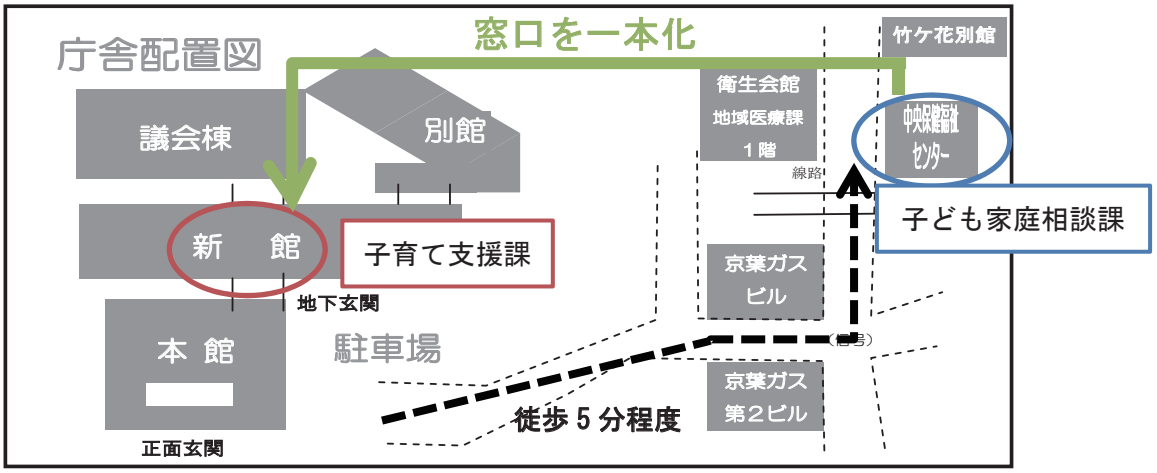

出典）松戸市「松戸市役所のご案内」

- ◆ 子ども家庭相談課…家庭児童相談、子どもと女性に対する暴力の相談、通告、養育医療などを所管。
- ◆ 子育て支援課…児童手当や児童扶養手当、ひとり親家庭の就業支援に関する業務を所管。

【成果】

○ 児童扶養手当等の手続きに訪問するひとり親が、母子・父子自立支援員に気軽に相談できるようになり、相談件数が増加。

○ ひとり親家庭の相談に係る支援員が同じ部署に配置されることで、状況に応じて母子・父子自立支援員と就業支援専門員が同席して相談を行うなど連携して支援ができるようになり、相談者のニーズに合わせた柔軟な対応を行っている。

【その他（関連資料等）】

平成 28 年 8 月からは、母子・父子自立支援員を 1 名（週 4 日勤務）から 2 名（それぞれ週 4 日勤務）に増員し、相談のための体制の充実にも取り組んでいる。

【担当部署】松戸市　子ども部　子育て支援課　　047-366-7347

松戸市	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

生活困窮者自立支援制度「子どもの学習支援事業」と連携し子どもの生活・学習支援事業を展開

【背景・目的】

ひとり親家庭支援の中で、保護者ではなく子どもにダイレクトに行う支援の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることにつながるよう、学習支援を行うことになり、2 年前から生活困窮者自立支援制度の関連で取組まれていた「子どもの学習支援事業」と連携して一体的に行うことになった。

【取組】

- 子育て支援課では、生活困窮者自立支援制度の各種事業を所管している福祉長寿部生活支援課と協働で「子どもの学習支援事業」を実施することで、事業を効率的に展開。
- 利用者のうち、児童扶養手当を受給している家庭の利用者を子どもの生活・学習支援事業、それ以外の家庭の利用者を生活困窮者自立支援制度と、それぞれの利用者の人数で予算を按分して活用している。
- 支援内容は、学習支援事業（学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、高校受験等のための進学支援）、居場所作り（子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための支援）、カウンセリング（必要に応じて心理カウンセラーによる相談）を実施。

松戸市の子どもの学習支援の実施状況

1　会場・日時・定員

会場	内容	実施曜日	実施時間	定員
松戸	学習支援・小学生	月木(週 2 回)	16:30～18:00	15 人
		火金(週 2 回)	16:30～18:00	15 人
	学習支援・中学生	月木(週 2 回)	18:15～20:45	30 人
		火金(週 2 回)	18:15～20:45	30 人
新松戸	学習支援・小学生	土（月 2 回）	13:30～15:00	30 人
	学習支援・中学生	月木(週 2 回)	17:30～20:00	30 人
		火金(週 2 回)	17:30～20:00	30 人
常盤平	学習支援・小学生	火金(週 2 回)	16:30～18:00	30 人
	学習支援・中学生	火金(週 2 回)	18:00～20:30	30 人

※部活等があり、週 1 回だけ利用したい場合でも利用できます。
※定員に達している場合は待機扱いとなります。他の会場を利用しながら希望会場の空きを待つことも可能です。ただし、待機順位は未利用者が優先されます。

出典）松戸市「子どもの学習支援事業の内容・注意事項（平成 28 年度）」

【成果】

○　生活困窮者支援制度とひとり親家庭等生活向上事業のうち子どもの生活・学習支援事業の 2 つの財源を活用することで、「子どもの生活・学習支援事業」の事業規模を拡大して事業を行っている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】松戸市　子ども部　子育て支援課　　047-366-7347

松戸市	その他	庁内外連携

庁内連携チーム「子どもの未来応援検討チーム」を設置し、庁内を横断して子どもの未来について検討を実施

【背景・目的】

ひとり親家庭をはじめ子どものいる家庭が抱える悩みやそれに対する支援の必要性についての共通認識やひとり親家庭などへの十分な理解をさらに深めるため、子ども部が主導となり、ひとり親家庭を含む「子どもの未来」を庁内で検討する場を設けるべく、市長をトップとした庁内横断的なプロジェクトチームを設置した。

【取組】

- 平成 28 年 1 月に、子どもの貧困対策等を検討するため、市長をトップとした庁内横断的なプロジェクトチームとして、「子どもの未来応援検討チーム」を設置。
- 参加部署は、子ども部子育て支援課、経済振興部商工振興課、街づくり部住宅政策課、教育委員会等多岐に渡る。
- 「子どもの未来応援検討チーム」では厚生労働省の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」に則り「学び」「仕事」「住まい」等 6 つのテーマで分科会を設置し、それぞれひとり親家庭等への支援の現状と課題、これからのあるべき支援の姿を検討してきている。

【成果】

○ 検討チームでの議論を通して、従来からひとり親家庭への支援施策を主に担っていた子ども部以外の部署でも、ひとり親家庭への理解が進んだといった効果がでてきている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 松戸市　子ども部　子ども政策課　　047-704-4007

東京都	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	面会交流支援事業

専門機関への再委託による面会交流の実施

【背景・目的】

東京都では、平成 24 年 4 月 1 日の民法改正に伴い、「父又は母と子との面会及びその他の交流」が明記されたことを受け、平成 24 年 5 月 7 日より面会交流支援事業を実施している。

面会交流支援事業の実施体制は、東京都から一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会に事業を委託し、同協議会が運営する東京都ひとり親家庭支援センター（以下「はあと」）で相談、申し込みの受付を行っている。「はあと」では、生活相談、養育費相談、就業相談等の各種相談が行われているが、面会交流支援は高度な専門性を要することから、同協議会から公益社団法人家庭問題情報センター（以下「FPIC」）へ再委託し、事業が実施されている。

【取組】

- 東京都では、「はあと」で相談の受付から申し込みまでを行い、その後「FPIC」が面会交流実施に向けた具体的な連絡調整や手続きを実施。東京都での面会交流支援事業の流れは以下の通り。

はあと 相談受付から申し込みまでを担当	0.相談受付（電話） 1.申込書提出（収入証明書を添付） 2.収入等の資格審査（父母のいずれかが児童扶養手当受給相当の所得水準であり、児童扶養手当受給相当の所得水準でない、いずれかの父母は、児童育成手当相当の所得水準であること） 3.申込書を「FPIC」へ回付
FPIC 具体的な日程調整や手続きを実施	4.申込書の受領、引継ぎ 5.事前面接（父母それぞれ） ・面会交流支援員が監護親、非監護親それぞれに事前面接を実施し、面会交流の規則を確認 ・監護親、非監護親から確認書が提出された後、正式に申込書を受理し、支援開始。 6.実施方法の調整　面会交流日時や場所、諸条件の連絡調整や確認。 7.当日までの支援(当日の支援)　面会交流時の支援員付添、児童の受け渡し等。

出典）東京都ヒアリングより作成

【成果】

支援実績の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
相談件数（「はあと」受付）	355 件	280 件	243 件	251 件
支援計画・事前相談調整・面会交流援助等の支援を行った件数（①＋②）	109 件	221 件	273 件	254 件
①交流支援件数（延べ）	75 件	139 件	153 件	170 件
②面会交流援助件数	34 件	82 件	120 件	84 件
援助家族数	11 家族	18 家族	19 家族	14 家族

出典）東京都資料より作成

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 東京都　福祉保健局　少子社会対策部　育成支援課　03-5320-4125

新宿区	子育て短期支援事業

実施場所（受け入れ先）を協力家庭とした子育て短期支援事業を実施

【背景・目的】

新宿では、区内の乳児院に委託して平成 12 年度からショートステイ事業を実施してきた。また、平成 17 年度から対象を小学生までに拡大するため、協力家庭も受け入れ先とした。その他に、平成 12 年度から新宿区社会福祉協議会に委託し、ファミリーサポート事業も展開しているが、利用が困難という家庭があり、平成 28 年度からトワイライトステイ事業を開始した。

【取組】

- 「子どもショートステイ」の名称で、新宿区では、平成 12 年度からショートステイ事業を実施。保護者が病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張などで、かつ他に子どもを養育する人がいない場合に、区内の乳児院や協力家庭（平成 17 年度から）で預かり、宿泊を伴い養育するサービスで、区内在住の 0 歳～小学 6 年生までを対象に、原則として 7 日以内の利用日数。こうしたショートステイ事業への取組が、トワイライトステイ事業導入の土台として寄与。
- 新宿区が委託して実施してきたファミリーサポート事業は、子育ての援助を必要とする人（区内に在住、在勤または在学し、子育ての援助を必要とする生後 43 日以上の児童の保護者）と子育ての援助を行いたい人の橋渡しを行う事業。このファミリーサポート事業には、新宿区の減免措置が無く、相談員との面談の中で、この制度を利用できない人がいることが分かったことが、トワイライトステイ事業を開始する契機。
- 夜間子どもを養育できない時に、協力家庭で預かるサービスとして、区内在住の生後 6 か月から小学校 6 年生までの子どもを対象に、利用時間は 17 時から 22 時、年 12 回を利用限度としたトワイライトステイ事業を開始。なお、新宿区内には小学生対象の児童養護施設が無く、実施場所は協力家庭のみであり、協力家庭無しには事業の実施が困難な状況。（ショートステイも同様）
- 協力家庭は、各種資格要件に当てはまる人や新宿区の研修を受けた人が登録できる仕組みになっており、協力家庭登録者数のうち契約者は 25 名（23 世帯）（平成 29 年 1 月 11 日時点）。なお、ショートステイ事業の協力家庭と同じ仕組み。

【成果】

○ 新宿区で相談員が支援家庭に深く関わるため、支援家庭の要望や必要性をくみ取りやすく、利用促進につながっているためと考えられる。

ショートステイ事業の利用実績の推移（数値は協力家庭のみ、ひとり親家庭以外の利用を含む）

（年度）	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
利用日数	14	50	62	86	66	29
利用人数	5	19	11	18	21	15

※平成 28 年は平成 29 年 1 月 31 日時点

出典）新宿区資料をもとに作成

【その他（関連資料等）】

新宿区では、平成 28 年度より、より積極的に要支援家庭に関わっていくことを目的に、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業を開始した。

【担当部署】新宿区　子ども家庭部　子ども総合センター　　03-3232-0674

目黒区	ひとり親家庭等生活向上事業	学習支援事業 子どもの生活・学習支援事業

子どもの生活・学習支援事業の実施の中で、高卒認定を目指す子どもの親が希望したため、親の学習支援を開始

【背景・目的】

東京都のひとり親家庭等学習支援事業のモデル事業として選定されたことがきっかけとなり、好評であったことから、平成 28 年度から区として子どもの生活・学習支援事業として、学習塾型と家庭教師派遣型を実施している。

学習塾型のうち、小学生向けクラスを母子生活支援施設内で実施する中で、施設利用者が、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定）を受験しようとしていたことから、声掛けを行い、親に対する学習支援事業を始めることになった。

【取組】

【子どもの生活・学習支援事業】

- 募集方法は、区の公式サイト、広報紙への掲載の他、児童育成手当の現況届のお知らせを配布する際にチラシを同封。
- 「学習塾型（開催場所を決めて指導を行う）」として、小学生クラス（小学４～6 年生）と中高生クラス（中学生～高校生）、「家庭教師派遣型（各家庭に学習支援ボランティアを派遣する）」として、小学 4 年生から中学 3 年生までを対象としている 2 つのタイプの事業を実施。
- このうち、「学習塾型」の小学生クラスは、施設の PR も兼ねて、母子生活支援施設で実施。中高生クラスは、別の、区の施設で実施。
- 「家庭教師派遣型」では、週 1 回 2 時間を上限に、学習支援ボランティアを各家庭に派遣して実施。なお、ひとり親世帯の家庭内に入れることから、子どもへの学習指導の他に保護者や児童が抱える悩みや生活上の悩みを聞く事も実施。
- いずれも、民間事業者が委託業務として運営しているが、子どもの出欠状況やその内容については、月 1 回程度、受託事業者から区に報告。

【親の学習支援事業】

- 親の学習支援は、参加児童に配慮し別室で参加。実施内容は、中高生クラスと同じく、本人が持参した資料をもとに、主に質問を受け付ける個別指導形式で実施。
- 親の学習支援については、特別に PR は行わず、個別の状況に応じて対応。

【成果】

○ 子どもの生活・学習支援事業では、募集定員が、学習塾型の小学４～6 年で 15 名、中高生が 20 名、家庭教師派遣型が 10 名に対し、ほぼ 100%の稼働状況となっている。

○ 親の学習支援では、平成 28 年度は 2 名を対象に実施している。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】目黒区　子育て支援部　子ども家庭課　　03-5722-9862

世田谷区	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

大学生や社会人のボランティアが対応する子どもの学習支援「かるがもスタディルーム」

【背景・目的】

世田谷区では、平成 20 年度に、「世田谷区子ども計画（後期計画）」の策定にあたってアンケート調査を実施したところ、ひとり親の心配事や悩み事に対する設問では、子どもの学力、子どもの進路について回答した割合が高く、全国の高校進学に比べると、世田谷区のひとり親家庭で高校に通っていない児童の割合が高い結果が現れた。こうしたことも踏まえ、新たに作成されたひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援の施策体系のもと「①ひとり親家庭、生活困窮者家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実」として学習支援事業を実施することとなった。

【取組】

- 経済的事情で学習塾に通えない子どもや、家庭内での学習が困難な環境にある子どもを対象として、学習環境を提供し、学習習慣の定着と苦手科目の克服、学力の向上を図るために設置。
- 教室形式で各教室 20 名を定員とし、大学生や社会人のボランティアがマンツーマンや少人数で対応。
- かるがもスタディルームの登録は 2 年に制限。このため、終了後は、居場所づくり支援など他の事業での学習支援の場を紹介している。
- 子どもたちへの支援だけでなく、支援者側へのサポートも実施。学生および社会人ボランティアに対し、子どもたちへの接し方やストレスを抱え込まないよう、ボランティア参加の姿勢や本事業の主旨を理解してもらうことを目的として、2015 年度はボランティア研修を 6 回実施。
- 保護者および子どもに対して、教室のことを紹介することの難しさがあげられる。総合支所の窓口の職員から父母に学習室のことを紹介しても、それが子どもまで伝わらない場合がある。また、ボランティア等支援者側へは、取り組みが社会の中でもっと高い評価を得る事が出来れば、就職活動等にも活かせると感じているが難しい。

かるがもスタディルームの様子

出典）世田谷区資料

【成果】

○ 終了時面接時に行ったアンケートからも約 8 割の児童、生徒が「勉強をする時間が増えた」と回答。かるがもスタディルームの目的である「学習習慣の定着」が図られている。また、約 9 割の児童、生徒が、ボランティアや子ども同士のコミュニケーションが楽しかったと回答しており、居場所としての効果も得られている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】世田谷区　子ども・若者部　子ども家庭課　　03-5432-2569

世田谷区	母子家庭等就業・自立支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭向け支援事業の認知度の低さを踏まえ、配布方法の充実と父母が持ち運びやすい形体のリーフレットの作成

【背景・目的】

平成 20 年度・25 年度に実施した「世田谷区子ども計画」策定にあたってのアンケート調査から、ひとり親家庭への支援事業に関する当事者の認知度の低さが確認できた。

相談時間の確保や自ら情報収集を行う余裕のないひとり親家庭のための相談機能の充実ときめ細かな情報提供が求められている。

そこで、世田谷区では以前から、区独自で作成したリーフレット配布とメールマガジンの配信を行っていたが、平成 28 年度からリーフレットの配布を拡大し、情報提供の強化を図っている。

【取組】

- リーフレット「ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために」を作成。ひとり親として安定した生活を築くための各種支援や相談窓口を、ひとり親家庭が置かれている状況に応じて紹介。
- 平成 28 年度から配布先を拡大し、医師会を通じ、区内の小児科・産婦人科でも配布している。また、ひとり親になったときに、支援へとつなげられるよう、区役所の離婚届を提出する窓口での配布に加えて、乳児期家庭訪問を行う際にも携帯してもらい、ひとり親家庭だとわかった場合には、父母に渡してもらうよう工夫している。
- リーフレットの大きさは、ハンドバックに収まりやすい、父母が持ち運びやすい形体。

ひとり親家庭のためのリーフレット（表紙と目次等）

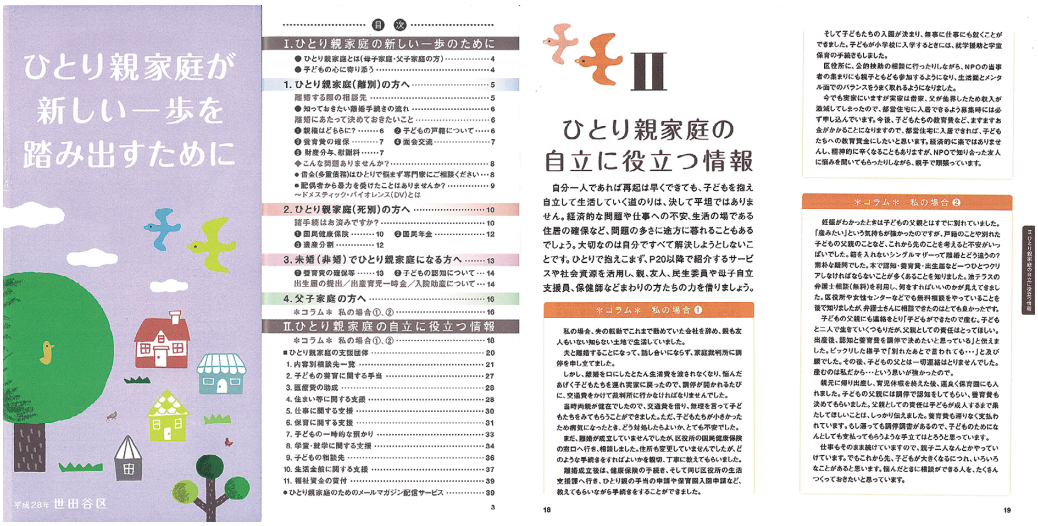

出典）世田谷区「ひとり親家庭のためのリーフレット」

【成果】

○ ひとり親家庭への支援情報を一つにまとめたリーフレットを作成したことで、窓口の職員にとっても、対象者に説明がしやすくなったと評価されている。

○ アンケート調査で平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、どのひとり親支援事業も認知度は上昇しており、メールマガジンや、リーフレットによる効果もあると考えられる。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 世田谷区　子ども・若者部　子ども家庭課　　03-5432-2569

世田谷区	母子・父子自立支援プログラム策定事業

親子ともに自分を知って今後のことを考えるための自立支援プログラムを、大学と協働で開発

【背景・目的】

地方自治体が実施しているひとり親家庭への支援が、現状では経済面と就労面を中心とした自立支援にとどまり、母子が抱える健康問題や生活困窮への対応など総合的な支援にまで至っていない。

ひとり親家庭の父母も子どもも、自分の置かれた状況を客観的に評価する余裕がなく、今後の生活設計ができずにいることが多い。そのため、親子ともに自分のことを知り、それぞれの抱える課題を克服するための力をつけるための「自立支援プログラム」を、東洋大学と協働で開発している。

【取組】

- 東洋大学と協働して新たな自立支援プログラムを開発し、その実践を通じて、母子の自立支援を進めるための総合的な支援のあり方を検討するとともに、支援する側である職員の実践力の向上を図ることを目指している。
- 子ども用の「いまの自分を知るためのシート」では、自分のまわりにいる人およびその人との関係性や、自分の生活習慣、生活の充実度、進路について、母親用の「セルフチェックシート」では、自身の健康状況、生活スキル、就労意欲、人間関係、困りごと、目標などについて記入し、考えてもらう方式。

「今の自分を知るためのシート①（中学生用）～生活改善のための基礎情報～」の項目（一部）

現在の住まいについて	引越回数　　（　　）回
おこづかい	月　　円　／　もらっていない
携帯・スマホ代	月　　円　／　知らない　／　持っていない
部活動	部　／　入っていない
平日夜８時ごろに家にいる大人	全員いる　／　誰かしらいる　／　いない
学習支援の利用開始時期	年　　月頃から
この学習支援にはじめて来たきっかけ	（選択肢方式）（選択肢略）
学習支援の利用目的	（選択肢方式）（選択肢略）
現在参加している活動	地域の活動、学習支援で紹介されたこと

出典）世田谷区資料より作成

【成果】

○ 母子家庭がチェックシートを使用することで、自分で自分のことを見直すきっかけとなり、親子それぞれが自分のことを知り、自己肯定感を高めながら、課題を克服するための力をつける効果的なツールとして活用出来るよう、実践を重ねながら開発している。

○ 支援する側の職員を対象とした研修や事例研究を実施し、母子家庭の抱える問題の理解をさらに深め、より効果的な支援を行うためのスキルの習得と全体のソーシャルワークの向上を図っている。

【その他（関連資料等）】

さらに、ひとり親家庭の父母と子どもがそれぞれ抱えている課題を自覚し、克服するための力を養う実践と研究を行っている。

【担当部署】世田谷区　子ども・若者部　子ども家庭課　　03-5432-2569

練馬区	母子家庭等就業・自立支援事業	広報啓発・広聴・ニーズ把握活動等事業

6,000 世帯を対象に大規模な「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施 調査結果を踏まえ、平成 29 年度から施策を充実

【背景・目的】

練馬区は、取組を進めている区政改革の項目の一つとして、相対的な貧困率が高い、ひとり親家庭への支援強化に取り組むこととなった。区の施策や体制の課題、具体的な支援ニーズを把握するため、児童育成手当（都制度）を受給する約 6,000 世帯に大規模な「ニーズ調査」を実施した。調査の前には、児童扶養手当を受給する約 4,700 世帯のデータを基に、組織の枠を超えて、生活保護、学力、不登校等のデータをクロスし、具体的な課題と調査のポイントを整理し、調査の実効性を高めた。

【取組】

- 児童育成手当受給世帯を対象に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施、報告書を作成。
- 調査結果については、概要と報告書を練馬区のホームページに掲載している。

「ひとり親家庭ニーズ調査」の概要

目的	ひとり親家庭の自立促進に向けた効果的な支援策を検討するため、就労・求職時や子育て等における具体的な支援ニーズや、現在の支援事業の改善点等を把握する。
調査の対象	児童育成手当受給世帯（平成 28 年 3 月末時点）　約 6,000 世帯
調査方法	郵送による発送・回収
調査期間	平成 28 年 4 月 27 日～5 月 23 日
回答状況	発送数　5,977 件　　回答数　2,585 件　　回答率　43.2%
調査項目	回答者の状況（性別、年齢、住所、同居世帯の状況、ひとり親になった事情　等） 相談窓口関係に関する課題・ニーズ 支援事業の周知度・周知方法に関する課題・ニーズ 就労状況に関する課題・ニーズ 就職・転職活動に関する課題・ニーズ 家計に関する課題・ニーズ 生活に関する課題・ニーズ 子育て等に関する課題・ニーズ
実施体制	民間事業者に委託

出典）練馬区資料より作成

【成果】

○　調査の結果、練馬区として認識した課題やニーズは以下の 2 点が大きかったとしている。
　・相談体制や支援事業周知度に課題が多く、支援につながる施策の展開が必要であること。
　・就職や転職やそれに向けた資格取得へのニーズが高く、就労支援策の展開が必要であること。

○　今回の調査結果に基づき、平成 29 年度から、ひとり親家庭支援の専管部署や総合相談窓口を設置して支援につながる体制を整え、「生活」・「就労」・「子育て」の支援を総合的に各家庭に提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施する。

【その他（関連資料等）】

「ひとり親家庭ニーズ調査　報告書（平成 28 年 7 月）練馬区」

【担当部署】練馬区　福祉部　福祉企画課　　03-5984-1358

足立区	その他	生活相談・相談受付

ひとり親家庭の視点から必要な情報を集めた「ひとり親家庭　応援ブック」を作成

【背景・目的】

ひとり親家庭には、時間的ゆとりがない、情報にアクセスする時間がない等の状況に加え、足立区ですでに作成している「あだち子育てガイドブック」には掲載されていない仕事やお金のことについての情報も必要としていると考え、ひとり親家庭のライフスタイルに応じて利用できる制度（助成、貸付、子育て、住まい、相談等）を一覧にした冊子「ひとり親家庭応援ブック」を作成した。

【取組】

- 区役所内のそれぞれの所管の情報に加え、ひとり親家庭として必要な事柄を網羅的に掲載している。これを見たひとり親家庭が、どんなことを相談したらよいのか、それをわかってもらうことを意識した情報発信。
- 別途、足立区で実施している交流の場「サロン豆の木」と連携し、«豆の木コラム»を織り込み、読みやすい冊子として作成。

足立区が作成した「ひとり親家庭応援ブック」の掲載事項
～ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援ブック　目次　～

1 ひとり親になった「あなた」が受けられる手当・医療費助成
2 お金のこと
（1）貸付金　（2）割引･減免･補助制度
3 住まいのこと
4 お子さんのこと
（1）子育て・保育　（2）居場所　（3）居場所と学習　（4）学習
5 ひとり親である「あなた」のこと
（1）就職・転職　（2）資格取得　（3）相談・情報収集
6 心身に不安がある・障がいがある「あなた」とお子さんのこと
7 各種相談
（1）生活全般　（2）子育て・教育　（3）DV 等
（4）健康　（5）年金　（6）法律
（7）その他
8 救急医療機関
9 各施設の問い合わせ先
10 お子さんの年代別早見表

出典）足立区「ひとり親家庭応援ブック（平成 28 年度版）」より作成

【成果】

○ 区役所で配布しているほか、区公式ホームページで公開しており、児童育成手当を受給している全家庭へ郵送した。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】足立区　福祉部　親子支援課　03-3880-5932

足立区	ひとり親家庭等生活向上事業	情報交換事業

情報提供とひとり親家庭同士のつながりのきっかけとなる交流の場「サロン豆の木」を設置

【背景・目的】

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を４つのボトルネック的課題と位置づけ、取組を進めてきていたが、特に貧困について、全庁的な取組に至らない状況にあった。こうした中で、平成27年度に「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、子どもの貧困対策の本格的な取組みに着手。平成28年度は、就労支援、相談、交流の3つの柱に取り組むこととなった。

交流事業として、様々な企画を通して、ひとり親家庭への様々な情報を提供することと、同じような悩みを抱える仲間づくりのきっかけづくりを目的に、「サロン豆の木」を設置した。

【取組】

- 「サロン豆の木」の企画運営は、委託先である社会福祉法人東京蒼生会と区の福祉部親子支援課ひとり親家庭支援担当で実施。平成28年7月から、毎月第2、第4土曜日に梅田地域学習センターで、「サロン豆の木」として開催。
- 「サロン豆の木」では、ひとり親家庭の方はもちろん、離婚を考えている人も参加。なお、こうしたことも背景に、「サロン豆の木」の情報提供は、行政窓口で案内のチラシを手渡すほか、児童相談所や民生委員を通じたチラシの配布、児童扶養手当の対象世帯への郵送やひとり親家庭を対象としたメールマガジンでの情報提供というように、該当する人に口コミで伝える方式をとっている。
- 「サロン豆の木」では、ひとり親家庭の状況を踏まえ、これまでに、以下のような企画を実施。
  ○アロマオイルを用いてウイルス予防スプレーを作る講座
  ○区の保健師に相談できるサロン
  ○ひとり親のためのマネープラン
  ○時間をかけずにおいしく栄養のある朝ごはんレシピを使った料理教室
  ○保育園入園について区の保育コンシェルジュのアドバイスを受ける講座　　など

【成果】

○ 初回は60人程度が参加、それ以降は毎回10人程度が参加しており、なかには、常時参加するひとり親家庭の人もいる。

○ サロンを開設した結果、参加するひとり親からは、「役所では、話せないことが、話せるからよかった」といわれた。一方、区の職員からみると、窓口に来る時と異なる楽しそうな顔をひとり親がしているといった印象を得ている。こうしたことから、交流のための場の必要性を実感しながら、取組んでいる状況にある。

【その他（関連資料等）】

体験的な企画を多く行うことで、子どもたちも様々な体験ができるようにしたいと考えている。

【担当部署】足立区　福祉部　親子支援課　　03-3880-5932

江戸川区	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業、相談支援事業

ひとり親家庭向け学習支援事業の実施とその機会を活用した総合相談窓口への誘導

【背景・目的】

ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着、苦手科目の克服、受験対策、子どもの精神的安定、自分の未来をイメージする力の育成、ひとり親家庭の保護者の精神的支援を目的に実施している。

【取組】

- 平成 28 年度から、子どものタイプやそれぞれの家庭のニーズに合わせた学習支援を提供できるよう 2 つの学習支援を実施。いずれも、講師は学生ボランティアが担当。
- 派遣型学習支援の実施期間中のうち 1 回、ひとり親家庭の相談員が学習支援に同行し、子どもが学習している間に相談員が保護者から相談を受ける取組を実施。

学習支援事業の概要

	江戸川さくら塾	えどさく先生
事業形態	塾型（マンツーマンを基本とした個人指導）	家庭教師派遣型
委託先	特定非営利法人キッズドア	株式会社トライ
対象および条件	江戸川区内在住の中学 1 年生～3 年生かつ、下記の条件を満たす者 ①児童扶養手当て受給世帯または所得がこれに相当するひとり親世帯 ②現在学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していない世帯 ③行政等が実施する学習支援を受けていない世帯	
実施回数	24 回（1 回 2 時間）	24 回（1 回 90 分）
定員	80 名	40 世帯

出典）江戸川区資料より作成

江戸川さくら塾の様子

出典）江戸川区資料

【成果】

○ 派遣型学習支援事業の選考外となってしまった生徒に対して塾型の学習支援を勧める、塾型で通塾できなくなってしまった生徒を派遣型学習支援に切り替えるなど、連携した学習支援の提供を行っている。

○ 学習支援を利用する保護者や生徒からは、成績が向上した、苦手科目を克服した、学習の習慣がついた、などの声が挙げられている。

○ 派遣型学習支援に相談員が同行し、保護者の相談に乗る機会がきっかけとなり、総合相談窓口にあらためて相談に訪れるひとり親家庭が生じている。

【その他（関連資料）】

－

【担当部署】江戸川区　子ども家庭部児童女性課援護係　03-5662-1259

江戸川区	母子家庭等就業・自立支援事業	就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	

ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置

【背景・目的】

「子どもの成長支援」を強化する『取り組み』の中でひとり親家庭総合相談事業を位置づけた。また、区が実施したシングルマザーの生活応援講座で、生活や仕事に関する悩みが多かった。区は南北方向に広く公的窓口が偏在し、1 か所で生活・就労相談から仕事探しまでできない状況があった。

【取組】

- 区の子ども家庭支援センターでは、これまでもひとり親家庭支援に関する機能も担っており、既存事業を拡大する形で、民間の専門性を活用して就業に関する相談等を実施する「ひとり親相談室すずらん」を、平成 28 年 6 月から設置。
- 子ども家庭支援センターは、土曜日も開設し、区の正規職員もローテーションで出勤して対応。
- 子どもの学習支援と連携した生活相談支援事業を実施。

ひとり親家庭総合相談事業（委託事業）の概要

目的	ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応するため、子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の支援ができる体制を整備する。
実施場所	子ども家庭支援センター内（月曜～土曜日 9~17 時） 江戸川区役所本庁舎児童女性課内(出張相談　月曜～金曜日 9~17 時)
事業内容	就業支援事業：就業相談、就業情報の提供、自立支援プログラムの策定 就業支援講習会：パソコン講習会 生活相談支援事業：育児や家事、その他生活一般に関わる相談への助言（派遣型学習支援への同行） 生活支援講習会：家計管理講座等 情報提供等：各種支援策や就業情報の提供（メールマガジンの配信等） ひとり親家庭情報交換事業：ひとり親家庭同士の交流会（年 2 回実施）
事業委託先	株式会社エイジェック

【成果】

ひとり親相談室　すずらんの相談等の実績（平成 28 年 6 月から 10 月末まで）

	相談者実数	相談延べ件数	自立支援プログラム		
			申し込み数	策定者数	就職者数
子ども家庭支援センター	70 人	189 件	146 人	19 人	13 人
本庁舎	170 人	233 件			
合計	240 人	422 件			

出典）江戸川区資料より作成

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】江戸川区　子ども家庭部子ども家庭支援センター　自立支援係　　03-6231-8150

八王子市	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

民間の学習塾へ委託し、家庭教師を派遣

【背景・目的】

八王子市が、平成 28 年 1 月にひとり親家庭のニーズを把握するために実施したアンケートの中で、ひとり親家庭の父母は学習塾型の学習の必要性を感じているものの、夜も働いているため送迎ができない、塾等集団生活が苦手な子どもでも学習の機会がほしいという意見があった。

そこで、平成 28 年 7 月より家庭教師派遣事業をスタート。別途実施している学習支援事業の学習支援教室「はち☆スタ」に通うことのできない子どもを対象としている。

事業の目的は、学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが困難な中学 3 年生に、基礎学力および学習意欲の向上を促進し、高校進学を目指すことである。

【取組】

- 児童扶養手当全部受給世帯で、学習支援教室に通うことが困難な中学 3 年生を対象に、大学生等の学習支援ボランティアを、自宅に派遣し希望の 1 科目を中心に指導。
- 年度当初に募集し、定員 30 名に対し、28 名からの応募。なお、募集に関しては、児童扶養手当全部受給世帯のデータを用いてダイレクトメールを郵送し周知を実施。
- 費用負担はなし。

「ひとり親家庭等学習支援事業　ゆめ★はち先生」の応募から受講までの流れ

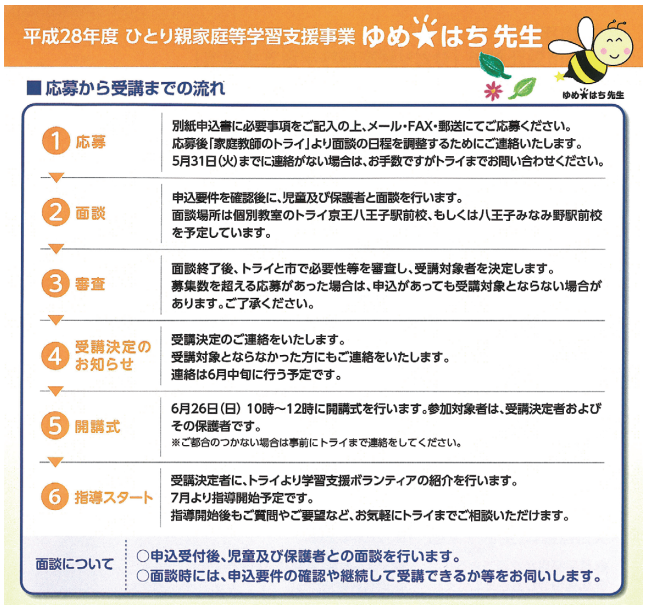

出典）八王子市資料

【成果】

○　事業開始後、家庭教師派遣を利用した父母からは、子どもが机に向かう時間が多くなった、家庭教師の先生と会うことで勉強以外の相談にのってもらえている、勉強をするようになり成績があがったという声があった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】八王子市　子ども家庭部　子育て支援課　　042-620-7300

八王子市	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

学習支援と体験事業を一体的に行い、子どもの日曜日の居場所づくりを支援

【背景・目的】

日曜日に子どもの居場所をつくりながら、子どもの学習習慣の定着や生活力向上を目指す。

日頃、ひとり親家庭の親は働いていることが多く、子どもと関わる時間が相対的に短いため、本事業により社会性や生きる意欲の向上を目指すことも目的に実施。

【取組】

- 参加者は小学校 5 年、6 年生のひとり親家庭の児童。午前、午後で別カリキュラムを実施。場所は八王子市内の児童館で開催。

カリキュラムの例

午前：体験事業	11 月開催の体験事業では「アウトドアクッキング」として参加者を 4 グループにわけ、30 分でその日のお昼の献立を作成。予算内で食材を各グループで購入し、1 時間で調理を行う。
午後：学習支援	国語、算数、英語の 3 教科を、参加した子どもが楽しみながら学べるコンテンツとして実施。

- 体験事業のうち子どもへの支援については児童館職員、大学生の協力を得ながら実施。
- 実際に調理を行うため、元給食調理員や調理ボランティアの協力を得ながら実施。

なんでもチャレンジのご案内

出典）八王子市資料

【成果】

○ 体験活動により、生活の中で必要となる事柄や他者との協調性、社会性を学び、生活意欲や自己肯定感を培い、生きる意欲や学習意欲の向上につながった。

○ 遊びという子どもの主体的な行為と学習の機会を提供することにより、スムーズに学習に取り組むことが可能となり、継続的な学習支援機関につなぐことができた。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】八王子市　子ども家庭部　子育て支援課　　042-620-7300

立川市	子育て短期支援事業

別々な外部委託から、隣接する日野市と共同での委託に変更し、利用者数の変動にも対応できる受入環境の充実を実現

【背景・目的】

平成 12 年度から立川市は、ショートステイ事業を児童養護施設へ委託し実施しているが、隣接する日野市も同じ施設に委託を実施していた。立川市が定員 2 名、日野市が定員 4 名、あわせて 6 名分を確保していたが、共同利用をすることで、受入環境の更なる充実を図れることから、両市と児童養護施設で共同利用のための検討を行った。その結果、平成 27 年度から共同利用を開始している。

【取組】

- 立川市と日野市、児童養護施設の 3 者で共同利用のための協定を締結、現状は 1 年更新の協定。
- 定員は 6 名であり、立川市も日野市も定員はそれぞれ 3 名となっているが、一方の市で一時的に定員の 3 名を超えるような利用があった場合は調整し、相互利用が可能。
- 食物アレルギー等で発作を起こす可能性のある子ども等、特別な支援が必要な子どもの利用については安全面を考えて受け入れ人数を考慮。
- 予算は運営費用等からなる管理費用と固定費用について見直したうえで 2 市の折半とし、利用者にかかる費用は利用者数に応じて各市が負担。
- 両市で情報交換を定期的に行い、課題の共有化を図るとともに、年に一度は、委託事業者である児童養護施設も参加する 3 者での意見交換会を実施。

ショートステイ事業を実施している施設の様子

出典）社会福祉法人至誠学舎立川資料

【成果】

○ ショートステイ事業としての利用による稼働率は高まっていないものの、三者にとって、事業運営について見直すよい機会となり、事業内容がより明確になった。定期的な意見交換の中で、利用者、ショートステイ事業提供者、市担当にとって分かりやすい案内や運用方法の改善に向けた検討を行っている。

○ ショートステイ事業としての受入環境の整備が進んだ。

【その他（関連資料等）】

軽度の食物アレルギー、服薬指示がある場合などの取り扱いについての運用ルールを検討中。

【担当部署】 立川市　子ども家庭部　子ども家庭支援センター　　042-528-6871

立川市	その他	庁内外連携

住民基本台帳と庁内の相談履歴を活用して、ひとり親家庭を抽出、精査し、絞り込んだうえで全件訪問を実施

【背景・目的】

平成 24 年に立川市内で立て続けにひとり親家庭の親と子が居室内で亡くなった事件があった。市として、切れ目のないサービスを提供していても、庁内部署間の隙間で、途切れてしまうことがあるとの教訓となった。そこで、保育園などの所属先のないひとり親家庭からの相談を待つのではなく、市から訪問する形で子育ての情報や困りごとがないかを目視できるアウトリーチ型の対策として、平成 25 年度から「ひとり親家庭等見守り支援事業」を開始した。

【取組】

- 住民基本台帳を活用して対象となるひとり親家庭を抽出し、市役所内の関係各課で、手作業での絞り込みを行い、要件にあてはまったひとり親家庭を市の職員が直接家庭訪問する流れ。
- 平成 28 年度では、住民基本台帳からのデータ抽出は、システムを用いて抽出マニュアルに基づき毎月実施、関係各課による手作業での関係性の有無等の確認、訪問は年に 3 回実施。
- 平成 28 年 5 月の場合、訪問対象となったひとり親家庭は 26 件。
- 費用面について、職員の人件費は、各部署等で負担。時間外手当分については、子ども家庭センターで支出できるようにしている。

住民基本台帳のデータから、対象とするひとり親家庭の絞り込み訪問するまでの流れ

	実施項目	概要等
ステップ 1 対象者の抽出	ⅰ　住民基本台帳を活用した対象の抽出	住民基本台帳から、就学前の子どもがいるひとり親の世帯を抽出。毎月 400 件程度の抽出。
	ⅱ　市役所内の関係各課での絞込み	庁内の関係各部署で、相談受付、サービス提供を行っているなどの観点で、関係課とのかかわりの有無をチェック。概ね 400 件から 40 件程度に絞り込まれている。
	ⅲ　過去の調査結果の反映	過去の結果を、手作業で反映。その結果として、訪問対象となりうるひとり親家庭リストが作成される。
ステップ 2 ひとり親家庭の訪問	ⅰ　抽出されたひとり親家庭を関係課に振り分け	居住地区を基本に、乳幼児や保護者の状況を考慮し、主担当課を割り当てる。前回、訪問したが会えなかった世帯には、継続して訪問することになるので、原則として同じ部署が担当。
	ⅱ　ひとり親家庭への戸別訪問の実施	市の職員が、まず 1 回訪問。いなかった場合には、2 回まで訪問。訪問は、日常業務の合間のほか、訪問強化のため土日や時間外も実施。
	ⅲ　訪問しても会えない場合の対応	表札があれば、チラシやアンケートをおいてくる。ない場合には、チラシやアンケートを転送不要で郵送。郵便が戻らない場合は、アンケート回答を待つほか、必要に応じて入国管理局に照会。

【成果】

○　訪問した 30 世帯のうち、11 世帯が保育園に入園、5～6 世帯については、実態として同居者のいる世帯であることが把握できたなどの成果。
○　3 年近く会えなかった家庭からアンケートの返送があり、家庭訪問が実現したケースもある。

【その他（関連資料）】

毎月の住民基本台帳からの抽出、年に 3 回の家庭訪問は、人員体制面でもかなり負担が大きいことから、対象家庭が大幅に増えた場合には、訪問する人員を組織的に増強する必要がある。

【担当部署】立川市　子ども家庭部　子ども家庭支援センター　　042-528-6871

武蔵野市	母子家庭等就業・自立支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭に声をかけてほしい、知ってほしいなどを目的に、「ひとり親家庭サービスのしおり」を作成

【背景・目的】

ひとり親家庭向けの冊子の作成が必要と判断し、平成 28 年度にはじめて作成した。

ひとり親になったばかりの人などが手に取って、どのようなサービスがあるかを知り、子ども家庭支援センターに来てほしい、声をかけてほしい、連絡してほしいという思いで作成している。

【取組】

- ひとり親支援の担当者が、庁内に、ひとり親家庭関連の施策の有無を照会する調査を実施し、その結果を整理、編集して、児童扶養手当の現況届の提出のある 8 月までに作成した。
- 「ひとり親家庭サービスのしおり」は、子ども家庭支援センターや市民課（市民係、戸籍係）、市役所本庁舎外にある市役所の出張所である 3 か所の市政センター、男女平等推進センターの目につく場所におくようにしている。

「ひとり親家庭サービスのしおり」

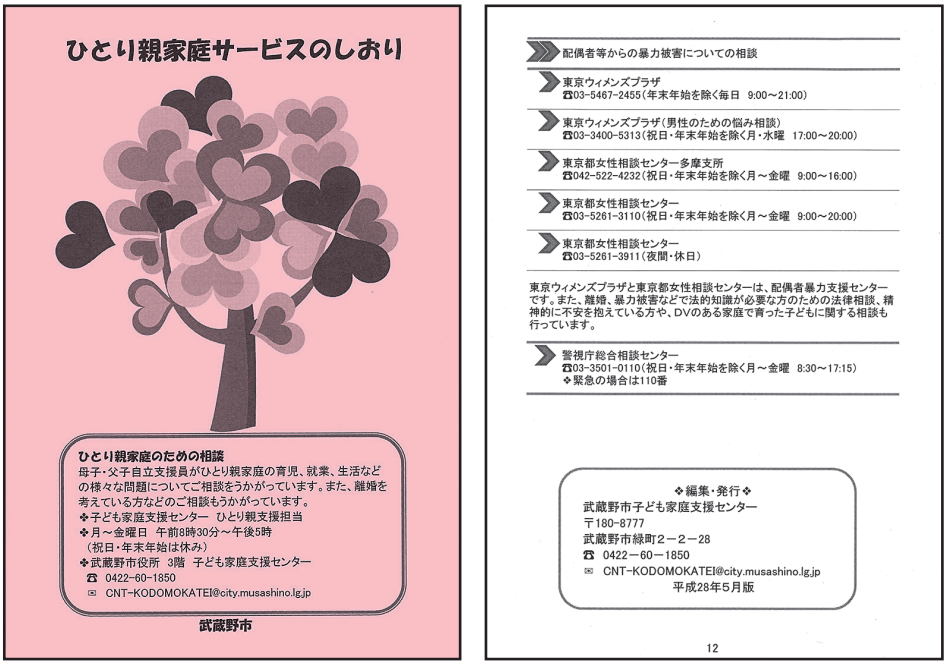

出典）武蔵野市「ひとり親家庭サービスのしおり」

【成果】

○ これからひとり親になる人やなったばかりの人にも必要な情報を漏れなく伝えることができるようになった。

○ ひとり親家庭向けの施策等が 1 つの冊子に記載されているため、市の各担当者にとっても様々なサービスをまとめて紹介できるという利便性がある。

【その他（関連資料等）】

平成 28 年度にはじめて作成し、800 部を印刷している。

【担当部署】 武蔵野市　子ども家庭部　子ども家庭支援センター　　0422-60-1850

武蔵野市	母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援員のハローワークへの同行、ハローワークによる出張相談窓口の設置などで就労支援をサポート

【背景・目的】

武蔵野市では、平成 27 年度から母子・父子自立支援プログラムの策定を開始している。平成 28 年度には、アフターケアも開始し、的確に実施している。

【取組】

- 児童扶養手当に関する手続きに来た人を対象に、ひとり親家庭の就労状況を踏まえて、就労していない人に声掛けを行い、プログラムの策定につなぐように取り組んでいる。
- 就労支援を行うケースでは、母子・父子自立支援員がハローワークに同行し、相談者を武蔵野市担当のナビゲーターに紹介することで、ハローワークに相談しやすい環境を構築している。
- ひとり親家庭の就労支援に取組むハローワークからの声掛けもあり、児童扶養手当の現況届の提出の時期に、半日単位で 2 日間、市役所内の窓口に、臨時の出張相談所を設置し、児童扶養手当の現況届の手続きと就労相談を一体的にできるような体制を整備している。

【成果】

○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業を受けるほか、ハローワークに母子・父子自立支援員が同行し、ナビゲーターにつないでくれることで、適職を見つけやすくなる。
○ ハローワークの出張相談窓口を設置することで、市役所内で求人情報の閲覧ができるほか、就労のための相談を気軽に受けることが可能になる。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】武蔵野市　子ども家庭部　子ども家庭支援センター　　0422-60-1850

調布市	ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業 子どもの生活・学習支援事業

相談、居場所、学習支援に取り組む子ども・若者総合支援事業を実施

【背景・目的】

福祉や子育ての現場から、子どもへの支援が十分でないという実務者としての実感に加え、国の動き等の中で、平成 27 年度に予算化して着手した。目的は、「家庭の事情等により、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行うとともに、進学や自立に向けた相談支援を行う」ことである。

【取組】

- 調布市社会福祉協議会に委託して、平成 27 年 10 月から相談、11 月から学習支援、平成 28 年 1 月から居場所の事業を開始。平成 28 年度当初予算規模で 3,77 5 万円。
- 子ども・若者総合支援事業は、「ここあ（**ここ**から**あ**したへ**あ**るいていく）」とネーミングをして、調布市の総合福祉センターを利用。

子ども・若者総合支援事業の取組みの内容

	対象	内容	実施時間等
相談	中学生から 39 歳まで、及びその家族。	電話・訪問等での相談に応じ、必要な支援機関への紹介等も実施。	平日　正午～20 時 ※木曜のみ 9 時～17 時
居場所	高校中退・引きこもり等の 15 歳から 20 歳まで。	社会経験や生活技術を得られる機会、復学や高校中退予防のための学習サポート。	月・火・水・金 14 時～20 時　※利用の日時は相談による。
学習支援	児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生。	学生ボランティアによるマンツーマンの指導により、高校進学に向けた学習、及び学習習慣獲得のための支援。	月・水・金 18 時～20 時　※利用の日時は相談による。

調布市
居場所の様子

出典）調布市「子ども・若者総合支援事業のパンフレット」

【成果】

○　平成 27 年 10 月開設以降平成 28 年 10 月現在、個別相談 102 件（延べ件数　1201 件）、居場所の登録者 11 人（延べ利用件数 289 件）、学習支援の登録者 58 人（1 日の受入数は 25 人。相談を受け、学習支援を希望するが登録できない待機者が 5 人。）となっている。

【その他（関連資料等）】

子ども・若者総合支援事業「ここあ」の案内を、就学支援や児童扶養手当の受給世帯に郵送するほか、市内の小学校、中学校の卒業時に配布。

【担当部署】 調布市　子ども生活部　子ども家庭課　042-481-7095、児童青少年課　042-481-7536、福祉健康部　生活福祉課　042-481-7097

調布市	母子・父子自立支援プログラム策定事業

就労支援専門員の配置や「ちょうふ就職サポート」が連携して就労支援を実施

【背景・目的】

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭が抱えている生活上の相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を担当している。また、就労支援専門員は、ひとり親家庭の自立と生活の基盤を支えるために就労に関する相談を面談等で行うこととなっている。

【取組】

- ひとり親家庭の相談窓口には、母子・父子自立支援員のほか、就労支援専門員を配置。就労支援専門員は２名おり、社会福祉士などの専門的な資格を持ち、相談支援の経験を有する人材であり、非常勤の特別職として、就労を軸に、生活全般にも配慮し、全般的な相談にも対応。必要に応じて、母子・父子自立支援員につなぐほか、一緒に相談を受ける。
- ハローワーク府中と共同で、就労支援窓口「ちょうふ就職サポート」を市役所２階市民ロビー内に開設。児童扶養手当受給者やこれらの相談・申請をしている方等を対象に、就職相談や就職情報の提供などを実施。
- 就労相談の状況により、すぐに、就労支援専門員等が「ちょうふ就職サポート」に同行、紹介し、ハローワークによる支援につなぐ。
- 「ちょうふ就職サポート」には、ハローワークの職員が２名配置され、同じ職員による継続的な支援を受けることができる。

【成果】

○　母子・父子自立支援プログラムの策定や就職の状況は以下のとおり。

母子・父子自立支援プログラムの策定状況等（平成 27 年度）

	相談件数	実人数	策定件数	就職件数
母子家庭	665	120	18	39
父子家庭	16	1	0	2
女性相談	70	12		4
男性相談	1	1		0

出所）調布市ヒアリングより作成

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】調布市　子ども生活部　子ども家庭課　　042-481-7095

藤沢市	ひとり親家庭等日常生活支援事業

利用時間帯の延長や支援上限時間の拡大、緊急の利用ニーズへの対応など、利用しやすい内容に改善しながらサービスを提供

【背景・目的】

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、平成 22 年度から事業を始め、その後、利用者のニーズに応えるため改善を加え、ひとり親家庭の自立に向けて事業を実施している。

【取組】

- 支援員の派遣については、市内の介護福祉事業所 7 か所に委託して実施しており、利用する際は利用者の居住場所に近い事業者に依頼することを基本としている。
- サービスを利用する場合の利用者負担はない。
- 平成 27 年度から、利用時間帯の延長や支援上限時間の拡大を実施。利用できる時間帯については、「午前 8 時半から午後 7 時まで」を「午前 8 時半から午後 8 時まで」に延長。また、１回あたりの支援上限時間も、時間外労働については２時間から 3 時間に拡大を図った。
- 利用したい日の 5 日前までの申請を原則としていたが、緊急の利用ニーズに対応するため、平成 28 年度から、急な事由については、利用日当日まで受付可能とした。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の対象と支援内容、利用できる事由とその支援時間

対象	・児童扶養手当を受けている方又は同等の所得水準にある方 ・義務教育修了前（親が一時的な傷病の場合は児童扶養手当対象年齢）の子どもがいる母子家庭及び父子家庭等の方 ・疾病、事故、残業、出張、冠婚葬祭、技能取得のための通学、就職活動等、学校行事参加等社会通念上必要と認められる事由により、日常生活を営むのに支障が生じているため、生活援助、育児支援が必要な方		
支援内容	食事の世話／住居の掃除、整理及び整頓／衣類の洗濯及び補修／生活必需品の買い物／子どもの日常の世話（2 歳以上）／その他日常的な範囲での必要な用務 ※支援の対象とならない内容（例：大掃除とみなされること、子どもの送り迎え、支援員宅等での子どもの預かり、看護が必要な子どもの世話　など）		
利用できる事由と１回あたりの支援上限時間	利用できる事由	支援回数	支援上限時間（1 回当たり）
	時間外労働（残業や休日出勤が生じた時）	月４回まで	3 時間
	傷病（通院含む）で家事が困難な時	加療期間	4 時間
	冠婚葬祭に出席する時	必要回数	
	技能習得のために通学する時	必要回数	
	就職活動をする時	必要回数	
	学校等の公式行事へ参加する時	必要回数	2 時間

出典）藤沢市「ひとり親家庭等日常生活支援事業」資料より作成

【成果】

○　平成 27 年度の利用状況をみると、登録者は 59 人、常時利用しているのは 10 人前後となっており、延べの利用回数は 71 件、このうち平日が 67 件となっている。また、58 件が父子家庭による利用であり、母子家庭よりも利用が多い。

【担当部署、関連資料等】

－

【担当部署】藤沢市　子ども青少年部　子育て給付課　　0466-25-1111（代表）

藤沢市	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供などの支援を行う夜間の子どもの居場所を平成 28 年秋から市内 2 か所で開設

【背景・目的】

子どもの貧困問題などを背景に、神奈川県と協調し、平成 28 年度補正予算で予算化した。

この事業は、ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭のうち、夜、保護者と一緒に過ごす時間が限られている、また十分な食事をとることができないなどの状況にある小・中学生等を対象に、安心して夜を過ごすことができる場を提供することを目的としている。

【取組】

- 「子どもの生活支援事業」の名称で、平成 28 年 9 月以降に、市内の南北に 1 か所ずつ開設。2 つの NPO 法人への委託により実施しており、夕方から夜 9 時まで利用可能。
- おおむね週 3 回程度の開所で、定期的にイベント（年中行事等）も開催。
- 居場所では、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援、食事の提供などが行われているほか、状況により子どもの送迎等も実施。
- 対象は、ひとり親家庭などの小・中学生等で、利用にあたっては関係機関からの紹介が基本。
- 居場所の案内は、関係機関が直接、相談を受けている家庭等に対し実施。
- 利用は無料。
- 食事の提供のための食材の確保は、地域の有志や農業生産者からの寄付も受けている。

【成果】

○ 市内 2 か所の居場所の定員は、1 日 10 人程度であるが、現在、それぞれ 5～8 人程度が来所している。

○ 開設当初は、かかわり方に慎重を要する子どもの対応に難しいところがあったが、保護者を含め、繰り返し対話を図ったことにより、良い関係が築けてきている。

○ 来所する子どもの様子などから家庭環境を把握し、必要な支援につなげていくことができ始めている。

【担当部署、関連資料等】

－

【担当部署】藤沢市　子ども青少年部　子ども家庭課　　0466-25-1111（代表）

新潟市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援事業

就労支援にノウハウをもつ民間事業者を活用し出張相談等で実施場所にとらわれない相談業務を実施

【背景・目的】

平成 16 年度にひとり親家庭等就業自立支援センター事業が立ち上がった当初から新潟県と新潟市で事業を合同実施。実施に関しては毎年協定書を交わしている。

就労支援では、新潟県と合同実施であるため、ひとり親家庭の就職準備にかかる相談や求人開拓等を新潟県全域で実施することから、就労に関するノウハウを有する民間事業者を活用している。

就労相談を実施していく中で、センターが遠方にあることや、日中は就業中であることなどにより、なかなか相談に訪れることができないひとり親家庭があることから、平成 28 年度から、出張相談を実施するようになった。

【取組】

- 新潟市では新潟県と合同で一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会へひとり親家庭等就業自立支援センター事業を委託。相談の多い就労支援については、就労に関するノウハウを有する民間事業者を活用。
- 平成 28 年度からは出張相談を開始。出張相談では、新潟県の２エリア（中越、下越）の固定の相談所だけでなく、センターに来所できない相談者の希望に合わせ、自宅や公共施設、飲食店等で相談を受け付けている。

ひとり親家庭等就業・自立支援センター　出張相談窓口の案内

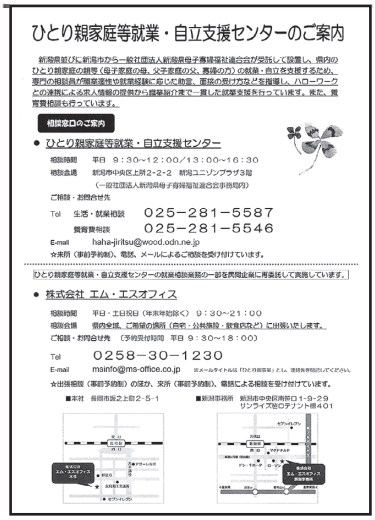

出典）新潟市「ひとり親家庭の方を応援します！しごとのこと、ご相談ください」

【成果】

○　出張相談ではセンターから遠方に住むひとり親家庭等の利用を想定しているが、新潟市内でも出張相談は可能としており、幅広く相談を受け付けられるようになった。

【その他（関連資料等）】

事業にかかる費用は新潟県と新潟市の児童扶養手当受給者数の比率で按分し双方で負担している。

【担当部署】新潟市　福祉部　こども未来課　　025-226-1201

柏崎市	ひとり親家庭等日常生活支援事業

地域の母子会と連携した家庭生活支援員の派遣、事業実施

【背景・目的】

柏崎市のひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭や寡婦の方を対象として、就職活動や疾病、看護、冠婚葬祭、出張等により、子どもの面倒を見られない時や家事や介護が必要な時に、家庭生活支援員（以下「支援員」）による一時的な生活支援や、子育て支援を行うものである。

本事業は、新潟県福祉保健部児童家庭課から社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」）へ委託し、県母連の下部組織であり任意団体である「柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会」（以下「やまゆり会」）が担当している。

やまゆり会では支援員を 3 名確保しており、利用者のニーズへ極力対応することを原則として、事業を実施している。

柏崎市のひとり親支援に関しては、やまゆり会の存在が大きく、柏崎市と相談者との良好なパイプ役となり機能している。

【取組】

- ひとり親家庭等日常生活支援事業で受けられる支援は、「乳幼児の保育、児童の生活指導、見守り、日常の簡単な家事、介護」など。
- 柏崎市における日常生活支援事業の申請及び利用の流れは以下の通り。
  - ①利用者から柏崎市福祉保健部福祉課へ利用申請（事前登録）
  - ②支援事由が発生した場合、やまゆり会へ電話連絡
  - ③やまゆり会より利用者へ支援員の派遣
  - ④利用料の支払い
- 現在、柏崎市の女性福祉相談員 2 人のうち 1 人がひとり親であるため、より身近な存在として相談対応が可能であること、同時にやまゆり会の会員であることから、支援員との連携をスムーズに行えることが特徴。
- 支援員には、新潟県の要綱に準じて、ヘルパー2 級保有を条件としているが、支援員を増やすため、やまゆり会では研修費用の補助金を用意。

【成果】

○ 日常生活支援事業の利用は、事前申請が原則だが、病気など緊急の場合にこそ頼りたい制度であるため、直前の申請でも可能な限り対応し、相談者を支援している。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】柏崎市　福祉保健部福祉課総務係　0257-21-2234

静岡市	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を平成 27 年度に申請から支給まで実施

【背景・目的】

平成 27 年度に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を利用して、高卒認定資格の取得に至るケースがあった。

【取組】

- 静岡市における周知方法は、市のホームページ上での事業紹介や児童扶養手当の現況届の書類配布時のチラシ同封、集中相談時の会場へのポスター掲示等。ただし、ひとり親家庭から、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や給付金に絞った問い合わせが入ることは少なく、相談業務を進める中で事業を紹介する流れ。

相談から、申請・支給までの流れ（平成 27 年度の 1 ケースの例）

相談者からの相談	・看護師資格取得についての相談 ・「高等職業訓練促進給付金」の紹介を行ったところ、看護学校受験のために必要な高卒認定資格を取得していないことが判明 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を説明・紹介
相談者による申請	・相談者が、高卒認定資格取得に関する免除科目、必要講座を自ら調べ、希望する講座を申請
対象講座の認定	・静岡市として、申請された講座について、対象講座として指定
受講	・受講等は、相談者が、講座を提供する受講機関とやり取りして実施
認定資格取得と支給	・相談者が、高卒認定資格を取得し、給付金の申請を行い、支給

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のチラシによる情報発信

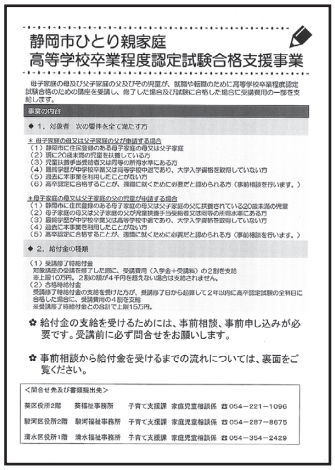
静岡市ひとり親家庭
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

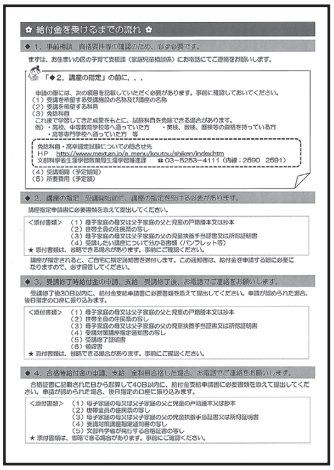

出典）静岡市「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業チラシ」

【成果】

○ 平成 27 年 12 月時点で高卒認定資格を取得し、給付金の申請を行った。翌年 3 月に静岡市からの支給（受講修了時給付金と合格時給付金）は完了した。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 静岡市　子ども未来局　子ども家庭課　　054-354-2651

碧南市	その他	庁内外連携

庁内の他部署へ協力を呼びかけ、離婚届配布時に離婚後の子どもの養育に関する冊子の配布と相談窓口の存在も周知

【背景・目的】

碧南市の相談窓口では、同居親から離婚後の非同居親からの養育費の不払い、非同居親から離婚後の面会交流の未実施等、昨今離婚に関する相談が増加傾向にある。

そこで、離婚前に取り決めを交わせず離婚後の子どもの養育について問題を抱えることがないように、必要な情報の提供のための冊子を作成することとした。また、離婚届の配布と受理を担当している市民課にて、離婚届を取りにきた父母へその冊子の配布を依頼している。

【取組】

- 明石市作成の養育費と面会交流に関するパンフレット等の資料を参考に、「離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子」を作成。冊子には、子どもの養育に関する合意書とその記載例だけでなく、子どものすこやかな成長のために養育費と面会交流を取り決める必要性等、実際の取り決め方についての簡単な説明も記載。
- 平成 28 年度から市民課に依頼し、離婚届をとりにきた父母に、離婚届と冊子を渡すとともに、何かあればすぐにこども福祉部こども課への紹介を依頼。
- 市民課で離婚届の授受の際に、何か質問や問い合わせがあった場合は、こども課が相談を受け付けている旨もあわせて周知することを依頼。

離婚前に考えておきたい養育費と面会交流に関する冊子

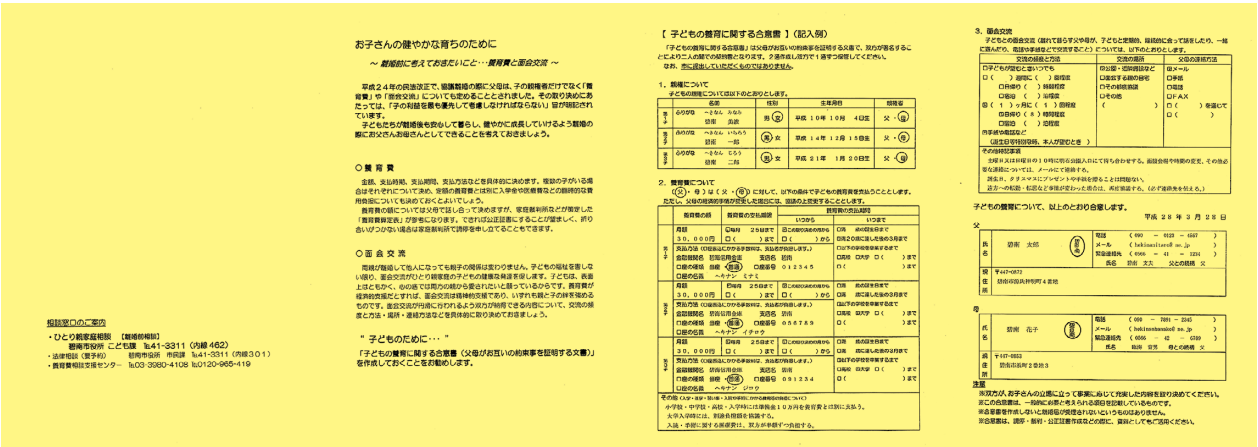

出典）碧南市資料

【成果】

○ 市民課からの紹介もあり、ひとり親家庭の父母もしくは離婚前の父母からの子どもの養育に関する相談が徐々に増えてきている。

○ 離婚前に子どもの養育に関する情報を提供することで、離婚前に子どもの養育費と面会交流に関する取り決めが重要であることが認識され、合意書の認知度が向上してきている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 碧南市　福祉こども部　こども課　　0566-41-3311

京都府	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

夏休み、休日、平日ごとに、子どもが安心して生活できる「こどもの居場所づくり事業」を実施

【背景・目的】

平成 23 年度に京都府が実施した母子・父子世帯実態調査を踏まえて設置されたひとり親家庭の支援施策検討会での検討を踏まえ、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもたちが集い、気兼ねなく雑談や勉強をする、ご飯を食べることで心の安定が得られるのではないか、と考え「こどもの居場所づくり事業」を開始。

学習支援・生活支援を通じて、子どもの学習習慣の定着と生活習慣の確立を目的としている。

【取組】

京都府ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業の概要

（H29 年 3 月 1 日時点）

趣旨	ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的･経済的に不安定な子どもの心の安定や学習意欲の向上と保護者の悩み解消を図る。 併せて、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定や資格取得に向けた支援を実施する。		
対象者	ひとり親家庭等の親と子（参加者は、民生児童委員や母子会からの紹介、小学校と連携した周知による）。		
種別	夏休み等短期型	休日等通年型	生活充実通年型
	長期休暇期間中の生活及び学習支援など実施	1 年を通じ休日に生活及び学習支援などを実施	平日の夕方からの生活・学習支援を実施
実施主体	社会福祉法人、社団法人、NPO 法人等		
開催日数	年間 15 日程度 （夏、冬、春休み）	年間 50 日程度 （休日 120 日の内）	年間 100 日程度 （週 2 日程度）
内容	①宿題相談等の学習支援 ②工作づくり等の補充学習 ③気軽な悩み相談（親・子）	左記に加え、 ④調理実習等の自立生活支援	
	※①～④は地域（小学校）及び高校・大学生と連携した支援		

※平成２９年度はさらに拡充予定　　出典）京都府資料より作成

【成果】

○　毎回の利用人数は 12～13 人程度、少ないところは４～６人程度。

○　事業を通じて、「家に帰って教科書を開くようになった」「大きな声であいさつをするようになった」「学校で手を挙げて答えるようになった」といった家庭や学校での学習習慣が定着、子どもの心の安定が図られ、学校での振る舞いが落ち着いた等の成果が現れている。

○　子ども達の自立力を高めるためにも、調理実習を行っており、ボランティアの大学生等と子ども達が一緒に食事をつくっている。ボランティアに来ている高校生や大学生が「こんなお兄ちゃんになりたい」といった身近なロールモデルを提供している。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 京都府　健康福祉部　家庭支援課　　075-414-4555

京都市	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

周知チラシ等により、ひとり親家庭の学び直しのための支援事業の PR

【背景・目的】

ひとり親家庭の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくことを目的としている。

【取組】

- 対象講座は、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信制講座を含む）であり、申請（相談）時にお持ちいただいた受講講座の資料等を元に、事業対象講座に該当するか精査する。（対象講座に該当するかの判断基準、①１年以上の実績、②カリキュラムが明確、③料金体系が明確、④修了証明書が発行できる　等）
- 周知チラシの作成のほか、対象者が、児童扶養手当を受給されているケースが多いと考えられることから、毎年８月に児童扶養手当受給者の「現況届」の裏面に、当事業の案内を掲載。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知チラシ（抜粋）

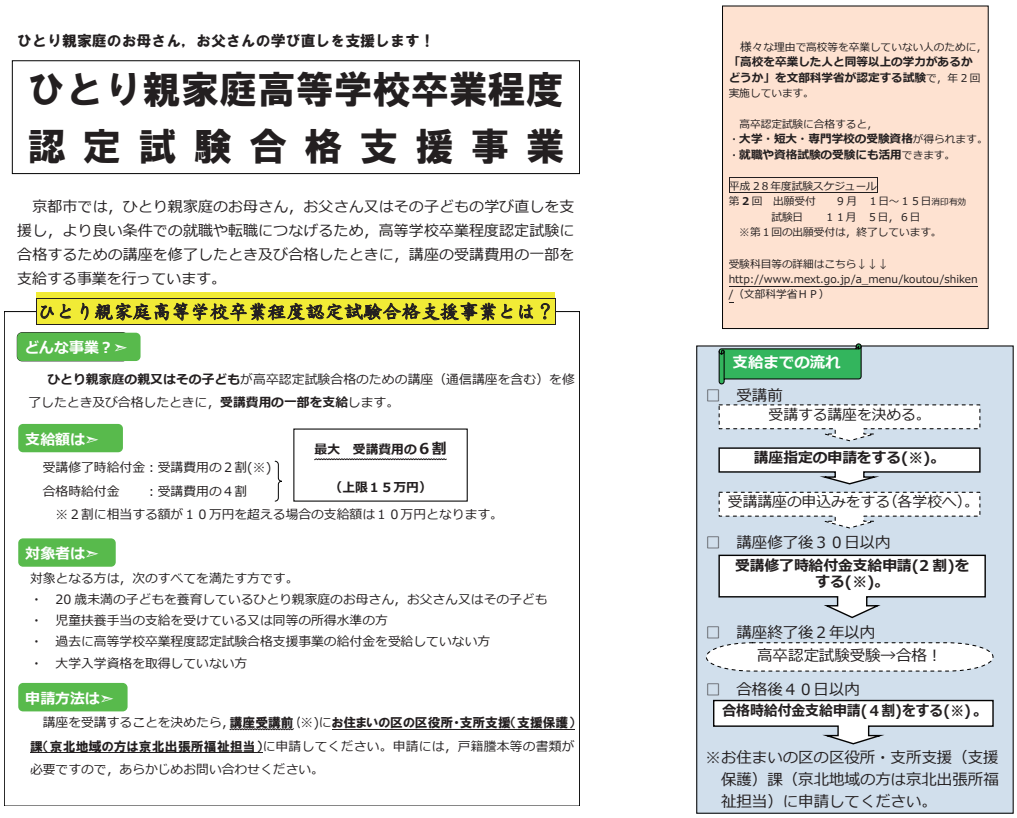

ひとり親家庭のお母さん，お父さんの学び直しを支援します！

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

京都市では，ひとり親家庭のお母さん，お父さん又はその子どもの学び直しを支援し，より良い条件での就職や転職につなげるため，高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに，講座の受講費用の一部を支給する事業を行っています。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業とは？

どんな事業？➢

ひとり親家庭の親又はその子どもが高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を修了したとき及び合格したときに，**受講費用の一部を支給**します。

支給額は➢

受講修了時給付金：受講費用の２割(※)
合格時給付金　　：受講費用の４割

最大　受講費用の６割
（上限１５万円）

※２割に相当する額が１０万円を超える場合の支給額は１０万円となります。

対象者は➢

対象となる方は，次のすべてを満たす方です。

- 20 歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭のお母さん，お父さん又はその子ども
- 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準の方
- 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給していない方
- 大学入学資格を取得していない方

申請方法は➢

講座を受講することを決めたら，**講座受講前**（※）に**お住まいの区の区役所・支所支援（支援保護）課（京北地域の方は京北出張所福祉担当）**に申請してください。申請には，戸籍謄本等の書類が必要ですので，あらかじめお問い合わせください。

様々な理由で高校等を卒業していない人のために，**「高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験**で，年２回実施しています。

高卒認定試験に合格すると，
・**大学・短大・専門学校の受験資格**が得られます。
・**就職や資格試験の受験にも活用**できます。

平成２８年度試験スケジュール
第２回　出願受付　　９月　１日～１５日消印有効
　　試験日　　１１月　５日，６日
※第１回の出願受付は，終了しています。

受験科目等の詳細はこちら↓↓↓
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/（文部科学省ＨＰ）

支給までの流れ

□　受講前
受講する講座を決める。
講座指定の申請をする(※)。
受講講座の申込みをする(各学校へ)。

□　講座修了後３０日以内
受講修了時給付金支給申請(２割)をする(※)。

□　講座終了後２年以内
高卒認定試験受験→合格！

□　合格後４０日以内
合格時給付金支給申請(４割)をする(※)。

※お住まいの区の区役所・支所支援（支援保護）課（京北地域の方は京北出張所福祉担当）に申請してください。

出典）京都市資料

【成果】

○　平成 27 年度には、講座指定１件、受講修了時給付金１件の利用実績があった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】京都市　保健福祉局　子育て支援部　児童家庭課　　075-251-2380

大阪府	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	就業支援講習会等事業

看護師への就業を支援するための看護学校受験を支援

【背景・目的】

母子家庭の就業ニーズが高い看護師資格の取得をしやすくするため、看護師学校へ入校する受験対策講座を実施している。

【取組】

- 看護師として働くことを希望するひとり親家庭の父母に対し、国語や数学、英語、模擬面接、願書記入など少人数体制で基礎から指導。仕事をしながら受講する方が多いため、土曜日コースを設置。
- 受講中はお子さんの預かりやヘルパーを派遣するといった支援を実施。（ひとり親家庭等日常生活支援事業を活用）

ひとり親家庭　正・准看護師試験　受験対策講座の概要

平成28年度
大阪府母子家庭等就業・自立支援センター就業支援講習会

ひとり親家庭　正・准看護師試験
受験対策講座実施要項

講座内容	看護師（正・准）として働くことを希望するひとり親家庭のお母さんやお父さんが、正看・准看護師学校に入校するための受験対策講座です。 国語、数学、英語、模擬面接、願書記入など、少人数体制で基礎から指導いたします。 講座開催中の保育有（無料）　※2歳～小学校就学前まで
実施場所	関西看護医療予備校　天王寺校 〒543－0045　大阪市天王寺区寺田町１－７－１ ℡06－6775－1447　最寄り駅　ＪＲ寺田町駅北出口より徒歩5分 ＪＲ天王寺駅北口より徒歩 15分
講座日程	[前期授業]平成２８年０４月２３日（土）～平成２８年０７月１６日（土） [夏期授業]平成２８年０７月３０日（土）～平成２８年０８月２７日（土） [後記授業]平成２８年０９月０３日（土）～平成２８年１１月２６日（土） [直前授業]平成２８年１２月０３日（土）～平成２８年１２月２４日（土）
受講時間 定　員	正看コース【３教科】　土曜１３：３０～１９：００　　５～１０名（予定） 准看コース【２教科】　土曜１３：３０～１６：４５　　２０～３０名（予定）
申込資格	平成 28年 4 月 1 日時点において、ひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす方 ①大阪府内（大阪市、堺市、豊中市にお住まいの方を除く）に居住している方 ②求職中（求職登録をされている又はされる方）又は就業中で看護職での就（転）職を希望している方 ③児童扶養手当の支給を受けていること（又は同様の所得水準にあること） ④全日程、全時間出席可能なこと
申込方法	受講申込書に必要事項をすべて記入し、住所・氏名を記載した返信用封筒（８２円切手を貼付）を同封の上、下記申込先まで郵送してください。
申込期限	平成２８年３月１５日（火）（必着）
受講者の 決定方法	書類審査に合格された方について、面接・筆記試験を実施し、受講者を決定します。 （試験日：３月２６日（土）もしくは４月２日（土）どちらかの日程になります） ※必要事項の記載漏れ等は無効となりますのでご注意ください
受講料 〈費用負担〉	無料。ただし、別途、管理費・諸経費・教材費を負担していただきます。 正看コース　８０，０００円 准看コース　５５，０００円 ※両コース共、前・後期及び、夏期・直前授業含む。
その他	大阪府及び関係自治体の議決（予算成立）が前提となります。

出典）大阪府「ひとり親家庭　正・准看護師試験　受験対策実施要項」

【成果】

○　20 名の定員枠に対し、毎年約 100 名の応募があり、抽選を実施。
○　平成 23 年度から実施し、中卒者でも受験できる准看護師コースを開設した。准看護師を取得後、正看護師を受験する人が増え、正看護師コースも平成 26 年度から開設した。

【その他（関連資料等）】

年明け１月から各市町村の母子・父子自立支援員に情報提供をし、受講者を募集している。

【担当部署】大阪府　福祉部　子ども室　子育て支援課　　06-6944-7108

大阪府	ひとり親家庭等生活向上事業	家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理と健康づくり、食育の講習会を実施

【背景・目的】

平成 28 年度から、ひとり親を対象にファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施が事業対象に追加されたことを踏まえ、従来の事業に加えて家計管理に関する講習会を実施している。

【取組】

- 家計管理・生活支援事業として、家計管理、健康づくり、食育に関する 3 つの講習会を実施。
- 家計管理に関する講習会は、他事業との併催で、ひとり親家庭等相談支援フォーラムとして実施。
- 健康づくりに関する講習会は、従来、講習会単体で実施していたが、28 年度から他のイベントとの併催という実施方法で実施。
- 食育に関する講習会は、日々の生活の中で親と子の交流がなかなか図れない状況にあることも考えられることから、親子クッキングを通じ、一つの目標に一緒に取組むことで、あらためて親子のつながりを再確認できる内容として実施。

家計管理、健康づくり、食育に関する講習会の概要

	家計管理に関する講習会	健康づくりに関する講習会	食育に関する講習会
プログラム等	ひとり親家庭等相談支援フォーラムとして、就職・生活・養育費・法律・ファイナンシャルプラン・制度・施策等の専門員による質疑応答	専門家を講師として招き、講演とその場でできる体操を実施	親子クッキングと食育講習（「家庭でできる食育」について栄養士から話を聞く）
その他	平成 28 年大阪府母子家庭母の集いの「ひとり親家庭等相談支援フォーラム」にて実施 子どもを預かる環境を整備	平成 29 年大阪府母子寡婦福祉大会にて実施 費用は無料	親子クッキングのメニューはひな祭りランチ（デコカップ寿司＆手まり寿司、お吸い物、カップケーキ等） 費用は無料

出典）大阪府資料より作成

【成果】

○ 家計管理に関する講習会の参加者は約 300 人、健康づくりに関する講習会の参加者は約 1000 人、食育に関する講習会の申込者は定員の 18 組 36 人に対し 17 組 34 人となっている。

○ ひとり親家庭の父母等が大勢集まる他事業と併催することで、家計管理や健康づくりについて効率よく講演ができ、また、経費を按分できることによりコスト削減にもつながった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】大阪府　福祉部　子ども室　子育て支援課　　06-6944-7108

箕面市	その他	生活支援・相談受付

ひとり親家庭の法律的問題を専門に受ける無料法律相談を定期的に開催

【背景・目的】

月に 15 件程、市窓口において離婚前相談などひとり親にかかる相談があるが、慰謝料など専門的相談や就労上の問題について、市の職員での対応が難しい場合、従来は、全ての法律問題を対象とする「無料法律相談」で対応していたが、相談枠が十分ではなく、即時的な対応をすることができなかった。また、相談を受ける弁護士は必ずしもひとり親家庭の問題専門の弁護士ばかりではなく、すぐに有益な回答が得られないこともあった。

そのため、平成 28 年度からひとり親家庭の法律的問題を専門に受ける無料法律相談を定期的に開催することとした。

【取組】

- ひとり親家庭が児童扶養手当の現況届で市を訪れる時期である 8 月に、週に 1 度の無料相談を開始し、9 月からは月に 1 度の相談日を設置。
- 相談内容は養育費に関する相談が多く、平成 28 年度は離婚訴訟に詳しい弁護士に対応を依頼したこともあり、専門的な対応が早く、相談時間を有効に活用することができた。
- 平成 29 年度も無料法律相談は継続予定であり、平成 28 年度と同様に、8 月に集中して開催するほか、その他の月は 1 回開催する予定。
- 相談方法は事前予約制だが、相談枠が空いていれば当日でも相談が可能。今後は市民への周知を充実していくことが必要。
- 子育て支援課の子ども総合窓口で相談対応をした中で、法律相談をしたほうがいいと職員が判断した場合には、無料法律相談を勧めている。
- 市の広報紙や児童扶養手当の現況届案内の封筒に、無料法律相談に関するお知らせを同封し、ひとり親家庭へ配布。
- 大阪弁護士会と法律相談員派遣契約を締結し、ひとり親家庭の問題に詳しい弁護士の派遣を受けている。

【成果】

○ 8 月から 11 月までに 8 回実施し、約 30 人が利用。
○ 無料法律相談を受けた市民からは、「疑問点が解消し、前に進むことができる」、「離婚をする前に公正証書をつくることができてよかった」、「できることと、できないことが分かり、すっきりした」というようなプラスの意見が多く寄せられた。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】箕面市教育委員会　子ども未来創造局　子育て支援課　　072-724-6738

明石市	母子家庭等就業・自立支援事業	面会交流支援事業

離婚後の父母が顔を合わせることなくこどもと面会親が交流できるように、連絡調整から交流当日までをサポート

【背景・目的】

明石市では、親の離婚がこどもに与える影響が大きいことから、こどもの健全な成長を行政として支援するため、平成 26 年 4 月より、離婚や別居に伴う養育費の合意形成や面会交流を支援する各種施策を展開してきた。その一環として、離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、市立天文科学館を無料で利用できる「親子交流サポート事業」を平成 26 年 10 月より実施している。

この取組みをさらに拡充するため、平成 28 年 9 月から面会交流のサポート事業を開始し、面会交流におけるこどもの引き合わせや交流日時の連絡調整を行っている。

【取組】

- 市内に居住している中学校 3 年生までのこどもを対象としており、父・母・こどもの同意を前提。
- 監護親（こどもと同居している親）、面会親（離れて暮らしている親）それぞれと市の職員が面談を行ったうえで、日程調整を実施。面会当日は監護親と面会親の集合時間・場所を別にし、市職員がこどもの受け渡しを行う。監護親と面会親が対面することなく、面会交流の実施が可能。
- 面会交流支援の経験が豊富な支援者が「親子交流支援アドバイザー」に就任し、市職員とともに支援を実施。
- ケースに応じて、付添型（明石駅周辺の公共施設のプレイルームを活用）と受渡型で対応。いずれも市内での面会を想定。
- 利用回数に制限は設けておらず、希望があれば継続的に利用可能。
- 平成 28 年度の事業費は、1,248 千円。

面会交流のしおり

出典）明石市資料

【成果】

○ 平成 28 年末時点で、3 組の面会を実施済みであり、さらに 2 組が実施に向けて調整中である。

○ 利用者からは「自分たちでは面会交流ができなかったが、市に無料で支援してもらって実施できた。とてもありがたい。」との声が寄せられており、とても好評である。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】明石市　政策部　市民相談室　　078-918-5002

明石市	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（集中相談事業）	
	母子家庭等就業・自立支援事業	養育費等支援事業

ひとり親家庭の様々な悩みに応えるため、ひとり親家庭総合相談会を開催

【背景・目的】

明石市では、児童扶養手当の現況届を提出する 8 月を親子の確認と情報提供ができる有効な機会と捉えて「ひとり親家庭総合支援月間」と位置づけ、平成 27 年度にはハローワークによる出張就労相談（3 回）やひとり親家庭サポートパンフレットの作成・配布を実施した。

平成 28 年度はさらに支援を拡充するため、8 月 8 日から 8 月 17 日の期間（土日祝日を除く 7 日間）に、ひとり親家庭の困りごとへの総合的な解決、早期の対応を行うため、気軽に専門相談が受けられる「ひとり親家庭総合相談会」を開催した。

【取組】

- ひとり親家庭の支援団体（NPO 法人）と母子・父子自立支援員を中心に、関係機関・団体、弁護士や臨床心理士などの資格を有する市職員及び公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の相談員等が連携し、ひとり親家庭の様々な悩みに応えるため、①生活相談、②子育て相談、③ハローワーク就労相談、④健康相談、⑤離婚後の子育てガイダンス、⑥弁護士による法律相談、⑦こども養育専門相談のメニューを用意。（⑤と⑦は、母子家庭等就業・自立支援事業のうち、養育費等支援事業に該当）
- 相談の前後にもゆったりと過ごせる雰囲気作りのため、相談会場内の中央にテーブル、椅子を配置した共有スペースを設け、親子それぞれの興味を引くような書籍を用意。
- ひとり親家庭の悩みや困りごとなどを把握するため、アンケート調査を実施した。アンケートは児童扶養手当受給資格者へ事前送付し、提出者に対し図書カードをプレゼントした。

ひとり親家庭総合相談会のチラシ

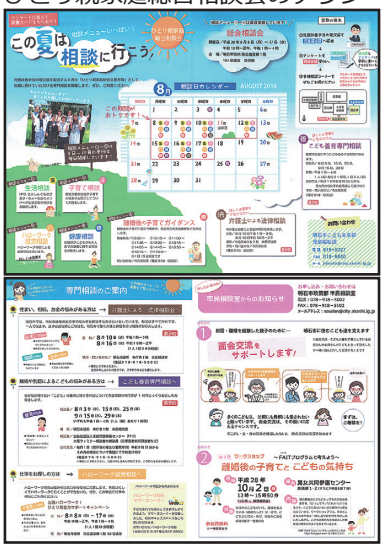

出典）明石市資料

【成果】

○ ①生活相談～④健康相談の相談者数は合計で 146 人、⑤離婚後の子育てガイダンスの受講者は 104 人となった。⑥法律相談の相談者数は 2 人、⑦こども養育専門相談の相談者数は 8 人であった。

○ 生活相談を担当した支援団体職員がひとり親家庭の当事者であることが、相談者の安心感につながり、普段行政の窓口では話せない内容も相談できたのではないか、と分析している。

○ 母子・父子自立支援員がアンケートの受付をすることで回答者全員と面談し、生活費の困窮やこどもの教育費の心配など、潜在的な不安やニーズを多くの方から聴くことができた。（8・9 月の受付で 2,205 人）

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 明石市　こども未来部　児童福祉課　078-918-5027
明石市　政策部　市民相談室　078-918-5002（⑤～⑦を担当）

三田市	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業

「ひとり親相談管理システム」の導入により情報の一元管理が可能に

【背景・目的】

三田市こども支援課では、ひとり親相談時の記録は全て紙帳票で管理蓄積されていたため、情報連携や情報更新、検索性の面で課題があった。

そこで、子ども支援課内の家庭児童相談室（18 歳未満の児童に関する相談を担当）が使用していた家庭児童相談システムの機能を拡張し、同じ環境のもとでの利用、被虐待児童の情報と連携した一元管理が可能なシステムとして「ひとり親相談管理システム」を導入した。

【取組】

- 三田市ひとり親相談窓口強化事業の一環として、平成 26 年 10 月より、ひとり親相談管理システムを導入。
- ひとり親相談管理システムは、家庭児童相談システムと同様に、市の住民基本台帳とも連動しており、住所異動等の台帳更新があった場合にシステムに最新情報を反映することが可能。

データベースの主な管理情報、機能

システム機能等	管理情報、機能
家庭児童相談システムと同じインターフェイス	家庭児童相談システムと同じ環境のもとで情報を一元管理
当事者情報管理	本人基本情報の登録、本人と世帯員の情報との連携、ジェノグラム描画機能、変更履歴保存機能等
ひとり親相談管理	相談基本情報の登録、離婚前相談の情報管理、ひとり親となった理由や時期、経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容、相談種別）、一時保護・施設入所状況　等
業務帳票の出力	ひとり親世帯管理台帳の出力機能、経過記録の出力機能、ひとり親相談受付簿の出力機能
統計帳票の出力	各種統計帳票の出力機能、月や期を指定した統計帳票の出力機能、統計帳票の内訳明細の出力機能

出典）三田市資料より

【成果】

○　システム導入により他部署との情報共有、連携がしやすくなった。

○　住民基本台帳とも連動することで、相談者の転居状況等を随時把握することが可能となり、週 1 回開催のケース会議での支援方策の検討や、定期的な電話による経過状況確認等を効果的に行うことができるようになった。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】三田市　健康福祉部　こども室　こども支援課　　079-559-5072

三田市	その他	庁内外連携

各種支援団体と連携したひとり親支援を実施

【背景・目的】

ひとり親家庭の就業支援を目的に、毎年８月に、ハローワーク職員による出張相談スペースを市役所内に設置しているほか、ハローワーク三田と三田市が主催する合同就職面接会に「ひとり親就業支援の相談会」として相談ブースを設置している。また、様々な関係分野で構成する実務者会議にも参加し、困難ケースの解決に向けた協議を行うなど、庁内外と連携し取組んでいる。

【取組】

【ハローワークと連携した就業支援】

- 毎年８月の児童扶養手当の現況届提出時に、庁舎内にハローワークの出張相談スペースを設置し、ハローワーク職員がひとり親の就業に関する相談を受付。
- 出張相談に関する周知は、ホームページでの広報に加え、児童扶養手当の現況届案内文書送付時にチラシを同封。
- ハローワーク三田と三田市が主催する合同就職面接会に、三田市こども支援課が「ひとり親就業支援の相談会」として相談ブースを設置。
- 合同就職面接会には、三田市・神戸市北区を就業場所とする企業・事業所が参加。企業・事業所ごとにブースが設置され、個別相談・面談が可能。
- 「ひとり親就業支援の相談会」のブースでは、母子・父子自立支援員や就業支援専門員が、個々のニーズに応じた就業支援の相談（助成制度等の説明）を実施。

【各種支援団体との連携】

- 医療、司法、保健、福祉、行政等様々な支援団体が困難事例を持ち寄り、解決に向けての協議を行う「相談のプラットフォーム」にも参加し、連携を行いながら支援を推進している。

合同就職面接会の案内

相談のプラットフォームチラシ

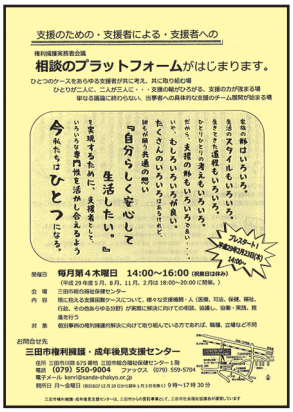

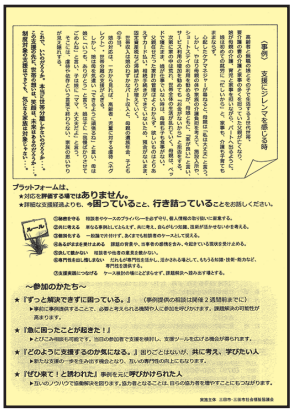

出典）三田市資料

【成果】

○　様々な支援団体と連携を行うことで、個別の相談ケースに対し、多角的な視点で支援方策を検討できる体制が整いつつある。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】三田市　健康福祉部　こども室　こども支援課　　079-559-5072

高松市	母子家庭等就業・自立支援事業	面会交流支援事業

地域の組織と連携して面会交流支援を開始

【背景・目的】

香川県内で従事する家庭裁判所の調停委員等が、裁判所における調停だけでは必ずしも十分には面会交流が行われていないことから、継続的に支援する任意団体を平成 25 年度に設立して活動を開始した。こうした民間の動きと高松市のひとり親家庭支援の充実の方向が相まって、高松市では、平成 27 年 8 月から再委託方式、平成 28 年度からは委託方式で、面会交流支援事業を開始した。

【取組】

- 委託先は、NPO 法人面会交流支援センター香川で、家庭裁判所の元調査官や調停委員とその OB・OG、臨床心理士、弁護士等で、当初 24 名、現在は 33 名、全員が面会交流支援を担当。
- 対象者は、同居親が高松市に在住し、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあり、本事業の支援を受けることに父母ともに同意していること。
- 面会交流のための連絡・調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りを実施。面会交流の場所は、原則として、市郊外にある「さぬきこどもの国」のオープンスペースを活用。
- 1 ケースに 4 人 1 組の体制を組み、それをバックアップする体制を構築。また、2 か月に 1 回、ケース会議を実施し、問題ケース等の発表を相互に行い、情報共有と相互助言・意見交換を実施。
- 高松市では、実際にどのような支援を実施しているか、様式を定めて、報告書の提出を依頼。

面会交流支援事業に用いられる様式（支援受付票（支援計画書）と支援経過報告書）

面会交流支援受付票（支援計画書）

プライバシー保護のため徹底管理　NPO法人 面会交流支援センター香川

1	申込み及び事前面談の日	平成　年　月　日（　）　午前・午後　時　分～　時　分		
2	あなたの（秘匿の要否）	氏名	年　月　日生（　歳）	子どもと □同居 □別居
		現住所		
		連絡先	電話（　－　－　）　携帯（　－　－　）	
		弁護士さんの氏名	電話（　－　－　）	
3	子どもさんの	氏名	年　月　日生（　歳）	
		氏名	年　月　日生（　歳）	
		氏名	年　月　日生（　歳）	
4	どのような支援を希望しますか		□ 連絡調整型　□ 受渡型　□ 付添型 □ 毎月1回　□ ヶ月に1回　□その他（　）	
5	面会交流の実施に際して、心配や不安は如何ですか			
6	相手方の氏名について	氏名（　）		
7	面会交流の取り決めについて □〔調停・審判・訴訟・合意書・調停中の中間合意書〕で取り決めた □ まだ決まっていない（が…）〔調停中・訴訟中・弁護士さんの仲立ちで合意がある〕			
8	支援費用の負担割合について	□ 父（　）%　□ 母（　）%		
9	その他参考事項		事前面談料受領 有・その他	
10	申し込み内容の変更		変更の記載例	
	変更年月日	変更の内容	◆付添型から受渡型へステップアップ ◆2時間から3時間へステップアップ	
事前面談者	（　）・（　）・（代表＆担当理事）			

面会交流支援経過報告書

プライバシー保護のため、パパ・ママ・子等と記載　NPO法人 面会交流支援センター香川

ケース番号	号（　）回目	利用料補助終了年月	平成　年　月まで
実施日時	平成　年　月　日（　）　時　分～　時　分		
支援員		記録者	
実施場所	□さぬきこどもの国　□その他「　」		
面会交流の様子	◇子どもの連れ去り(その歳)　□あり　□なし ◇支援を中止せざるを得ない事態の発生　□あり　□なし ◇その他面会交流のルール違反　□あり　□なし ◇交流前後の子どもの分離不安、忠誠心葛藤(板挟み)等　□あり　□なし ■ 前記項目に関し、代表者への速やかな報告　□済　□未済		
==父母の感想・要望・支援(ステップアップ)計画==			
次回の予定	月　日（　）　午前・午後　時　分～ □さぬきこどもの国　□その他「　」		
支援料受取	□有・□無	領収証	□手渡　□その他

出典）高松市資料

【成果】

○ 交流支援実績は、平成 27 年度が 4 ケース延べ 13 回（8 月から年度末）、平成 28 年度が 8 ケース延べ 55 回（平成 29 年 2 月末現在）に達している。

○ 支援対象となった方からは、「とてもよかった、支援を続けてほしい」と感謝の言葉が寄せられており、親自身の精神的な安定等を通して、子どもにもプラスに作用している。

【その他（関連資料等）】

ケースによっては、面会交流が毎月 1 回とは限らず、2 か月や 3 か月に 1 回などのケースもある。

【担当部署】 高松市　健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課　087-839-2353

香南市	その他	庁内外連携

手続き窓口の場所が離れている中で手続き漏れ等が生じないよう連絡票を作成

【背景・目的】

香南市では、ひとり親家庭が手続きを行うための窓口（ひとり親家庭医療制度の手続きは市民保険課、児童扶養手当等は福祉事務所）が２か所で、同じ敷地にあるものの建物は別々であった。そのため、窓口がわからないなどにより、手続きがきちんと終了しないままになってしまうケースが生じていた。

【取組】

- ひとり親家庭を対象とした制度とその内容、担当課の受付印などの欄からなる「ひとり親家庭支援制度一覧連絡票」を作成。ひとり親の方が、いずれかの窓口に来ると、この一覧表を渡し、受付印が押されてはじめて手続きがすべて終了することを伝え、手続き漏れが生じないような取り組みを実施。
- なお、受付印は、担当課の職員が押印することになっており、受付印が押されていなければ、他の職員が見ても手続きがすべて終了していないことが一目瞭然でわかる仕組み。

ひとり親家庭支援制度一覧連絡票

ひとり親家庭の方へ

ひとり親家庭の方に対する制度として、次のような制度があります。受給するためには申請が必要ですので、該当になると思われる方は、必要なものをご確認のうえ、各担当課まで手続きにお越しください。

ひとり親家庭医療及び児童扶養手当は、必要書類がすべてそろったうえで、申請があった日の翌月から支給開始になりますので、ご注意ください。

制度	対象	助成範囲・支給額	手続きに必要なもの	担当課
ひとり親家庭医療	○ ひとり親家庭の母または父等と児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間の児童） ○ 所得税の非課税世帯または世帯の総所得額が200万円以下	保険診療の自己負担額	・世帯全員の健康保険証 ・印鑑 ・戸籍謄本（本籍が香南市にある場合は不要） ・所得課税証明書（詳細なもの） ［１月から５月までに請求する人→前々年の所得 ６月から12月までに請求する人→前年の所得 ＊該当になる年の所得が香南市で確認できる場合は不要。］	市民保険課 ひとり親 医療係 受付印 □案内済み
児童扶養手当	○ ひとり親家庭や父または母が身体や精神に重い障害があるときなどに、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童又は一定の障害がある場合は20歳未満の児童）の母または父または養育者に支給。	（手当月額） ・全額支給　42,330円 ・一部支給 42,320円～9,990円 ２人目10,000～5,000円 ３人目以降　6,000～3,000円加算 ＊申請者及び同住所地に居住する扶養義務者の所得制限あり。	・戸籍謄本（申請者及び対象児童） ＊本籍が香南市にある場合は不要 ・児童手当用所得証明書 ［１月から６月までに請求する人→前々年の所得 ７月から12月までに請求する人→前年の所得 ＊該当になる年の所得が香南市で確認できる場合は不要。］ ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳） ・口座のわかるもの（通帳）・印鑑 ・その他、世帯状況により必要書類があります。	福祉事務所 社会福祉係 （のいちふれあいセンター内） 受付印 □案内済み
自立支援教育訓練給付金	○ 父子家庭の父（平成25年4月から）及び母子家庭の母が、自立のために資格や技能を習得するための講座受講料の補助を行う。	・雇用保険の加入期間がある場合はハローワークでの申請が優先。 （ハローワークで対象にならない場合は、福祉事務所へ） ・講座は、厚生労働大臣が指定した講座で、受講料が12,001円以上の講座が対象。 ・補助額：受講料の６０％　・講座開始前の申請が必要		
高等職業訓練促進給付金	○ 父子家庭の父（平成25年4月から）及び母子家庭の母が、自立のために資格や技能を習得するための生活費の補助を行う。	・看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の資格を取得するため、１年以上の長期訓練を受講する場合、修業期間の生活費を補助。 平成24年度以降に修学を開始した方の支給期間は、３年を限度とする。 非課税世帯：月額100,000円　課税世帯：月額70,500円 ・入学支援修了一時金（修了後に交付） 非課税世帯：50,000円　課税世帯：25,000円		

《お問い合わせ先》　市民保険課　０８８７－５７－８５０６　／　福祉事務所（のいちふれあいセンター内）　０８８７－５７－８５０９

出典）香南市資料

【成果】

○　申請をおこなうひとり親家庭の父母も担当課の職員も「ひとり親家庭支援制度一覧連絡票」により一目瞭然でわかる仕組みになっている。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】香南市　福祉事務所　0887-57-8509

北九州市	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

学習支援と食の提供を一体化させた「子ども食堂」を開設、モデルケースとして成果を広げ、市全域での普及を目指す

【背景・目的】

子ども食堂に関するマスコミでの報道が行われる中で、市民の関心が高まり、平成 27 年度半ばには、民間団体による子ども食堂設置の動きが見られたものの、計画の熟度としては十分な状況になかった。一方、北九州市でも、子ども食堂についての設置や運営等に関するノウハウもなかった。

そこで、北九州市では、まずモデルになる子ども食堂を、運営は民間に委託する形式で設置し、あわせて、ノウハウを蓄積し、市全域での民間を主体とした子ども食堂の普及を図ることを目指した。

【取組】

- 平成 28 年 9 月から民間事業所に委託し、学習支援や生活指導、食事の提供（調理実習を含む）を一体化させた子ども食堂を、市内 2 か所に設置。
- 実施場所は、既存の市民センターを活用。
- 支援対象は、ひとり親家庭の子どもおよび両親が共働き家庭の子どもで、保護者の帰宅が遅いなどニーズのある家庭の子ども。
- 運営面では、衛生管理に特に注意を払っており、毎回、管理栄養士の資格を有する市の職員が訪問し、つきっきりで指導を行っているほか、保健所や教育委員会のサポートを得ながら実施。

北九州市の子ども食堂の様子

出典）北九州市公式ウェブサイトより

【成果】

○ 平成 28 年 11 月現在、1 か所あたり参加する子どもは 20 名程度、そのうち半分程度がひとり親家庭の子どもとなっている。

○ ひとり親家庭の子どもだけを対象としなかったことで、ひとり親家庭の親から「行きやすい雰囲気ができてよかった」との声が寄せられた。

○ 民間による子ども食堂の設置に波及し、北九州市の取組とは別に、民間 5 団体により独自に子どもの居場所づくりが着手されている。

【その他（関連資料等）】

平成 28 年 9 月に運営を開始したばかりであり、ノウハウとともに、運営上の課題についても整理、蓄積していく段階にある。また、モデルケースとして確立する中で、設置する地域の特徴や運営する団体の考えなどに合った方法を選択していくことができるようになることを目指している。

【担当部署】北九州市　子ども家庭局子ども家庭部　子育て支援課　　093-582-2410

北九州市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	面会交流支援事業

平成 28 年度から、ひとり親家庭面会交流支援事業を開始

【背景・目的】

平成 24 年度に国でひとり親家庭面会交流支援事業の制度ができた。支援員には、面会の付き添いや子どもの心理状況の把握など、高いスキルや経験が求められるが、北九州市では適切な支援員の確保が難しいなどの状況があった。

平成 25 年度に、NPO 法人北九州おやこふれあい支援センター（以下、「おやこふれあいセンター」と略す）が独自に面会交流支援の活動を開始。その後、数年間の活動をとおして、経験やノウハウが蓄積され、年間 10 数件の支援実績も積み上がり、平成 28 年 10 月より、市の委託事業として実施することとなった。

【取組】

- 北九州市の特徴としては、面会交流支援事業の対象となる方への所得要件を、双方の親に求めるのではなく、「同居親（子どもと一緒に住んでいる親）または別居親（子どもと離れて暮らしている親）のいずれか一方が、児童扶養手当を受給しているか、もしくは、児童扶養手当の支給を受けているものと同様の所得水準にあること」としている点にある。
- 「おやこふれあいセンター」では、裁判の調停員や弁護士、公益社団法人家庭問題情報センター（家庭のもめ事の調整や非行少年の指導に長年関わってきた元家庭裁判所調査官たちが、その豊富な経験と人間関係の専門知識、技法を広く活用し、健全な家庭生活の実現に資することを目的として設立された公益社団法人）での経験者などが対応。
- 事業に関する問い合わせや申込受付は、ひとり親家庭の相談業務や就業支援の実績を有する「北九州市立母子・父子福祉センター」に委託し、「おやこふれあいセンター」には、両親や子どもとの事前相談や面会交流を行う際の付き添いなどを再委託し、平成 28 年 10 月から事業を開始。

【成果】

○　事業開始後、相談問い合わせは 10 数件、支援に向けて調整中（11 月中旬現在）

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】北九州市　子ども家庭局子ども家庭部　子育て支援課　　093-582-2410

福岡市	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	養育費等支援事業

離婚問題に詳しい弁護士を配置し
就業中のひとり親でも来訪しやすい土曜日に法律相談を実施

【背景・目的】

福岡市では、福岡市立ひとり親家庭支援センターで、ひとり親家庭向けの各種相談を行っている。

相談を行う中で、養育費の取り決めや親権等、法律上の問題についての相談が増加したため、ひとり親家庭支援センター内で法律相談を行うようになった。

法律相談を担当する弁護士については、厚生労働省から日本弁護士連合会へ養育費等に関する弁護士相談の協力要請があり、それに基づき福岡県弁護士会が福岡市へ相談したことがきっかけとなり、ひとり親家庭支援センター内での法律相談を、福岡県弁護士会が担当することになった。

【取組】

- 法律相談は、各種相談を担当しているひとり親家庭支援センターの指定管理者である NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡が、福岡県弁護士会と契約を結び、福岡県弁護士会から派遣される弁護士が担当。
- 弁護士相談は、毎週土曜日 14 時から 16 時に、ひとり親家庭支援センター内の相談室で実施。一人あたりの相談時間は 30 分程度。
- 福岡県弁護士会の弁護士がローテーションを組み担当しているが、月に一度は離婚問題に詳しい弁護士を配置している。相談に来訪するひとり親の多くは母親であり、相談の中には DV 関係の話もあるので女性の弁護士を配置。
- 事前予約制で、予約はひとり親家庭支援センターで受け付け。
- 相談経路は、各種相談を受け付ける中で法律相談が必要であると感じ法律相談を紹介する場合と、相談希望者から電話で直接予約を受け付ける場合。
- 離婚調停や公正証書の発行が必要な場合は法テラスへ相談をつなぐ。

相談室の様子

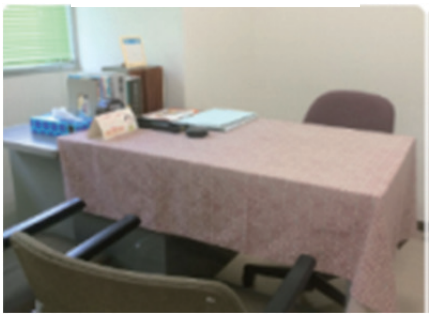

出典）福岡市立ひとり親家庭支援センター　ウェブサイトより

【成果】

○ 土曜日に開設していることもあり、就業中のひとり親でも相談しやすいため、相談件数は、年間 100 件程度になっている。

○ 離婚問題に詳しい弁護士を配置していることやひとり親家庭支援センター内に託児室があり子どもを預けて安心して相談ができるため、相談者から好評である。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】福岡市　こども未来局　こども部　こども家庭課　　092-711-4238

福岡市	ひとり親家庭等生活向上事業	家計管理・生活支援講習会等事業

各分野でひとり親家庭への支援に携わる専門家をセミナーに招き、様々な方面から養育費と面会交流の重要性を周知

【背景・目的】

福岡市が実施した福岡市ひとり親家庭実態調査（平成 23 年度）の結果や昨今のひとり親の置かれた状況から、非監護親からの養育費の取得や面会交流の取り決めについての啓発・支援の必要性を感じ、そのための周知を行っている。

特に平成 27 年度から、福岡市内の各区役所では離婚届を取りに来た市民に対し、離婚届の書き方に加えて、「養育費・面会交流について～子供のために話し合っておくこと～」というリーフレットを配布、周知するとともに、養育費や面会交流に関するセミナーを実施し、啓発も行うようになった。

【取組】

- セミナーを実施する際、「面会交流」や「養育費」という言葉をタイトルに使うとテーマに関心のある父母は参加するものの、面会交流に抵抗のある監護親やテーマにあまり関心のないひとり親が参加しないことから、2 種類実施。
  - ◆ 養育費の基本的な知識を身に着け、将来にわたる養育費の受け取りや面会交流について紹介する「養育費・面会交流セミナー」。講師として公益社団法人家庭問題情報センターの担当者と弁護士を招き、年に各 2 回実施。
  - ◆ 精神科医という専門職の立場から仕事や子育ての両立等のひとり親家庭の子育てに関する悩みや疑問についてヒントを得る講座の中で、子どもの成長に父母との関わりが重要であることを説明しながら面会交流の必要性を伝える「ひとり親家庭の子育てと子どもの気持ち」。

養育費・面会交流セミナーご案内

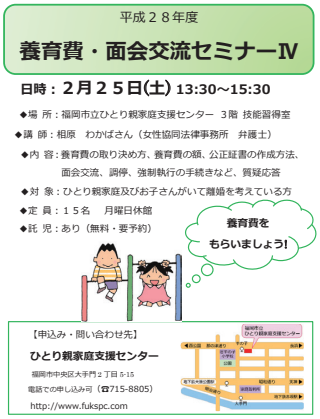

出典）福岡市立ひとり親家庭支援センター　資料

【成果】

○ 一回のセミナーに対し、毎回 10 名程度の参加者がいる。セミナーをきっかけにひとり親家庭支援センターへ支援の申し込みや相談者数が増加した。

○ 離婚届配布時のリーフレットの効果もあり、養育費・面会交流への関心の高まりもあって離婚前の父母もセミナーに参加している。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】 福岡市　こども未来局　こども部　こども家庭課　　092-711-4238

武雄市	母子家庭等就業・自立支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭応援パンフレットを作成

【背景・目的】

市内に居住するひとり親家庭の保護者からひとり親家庭に特化したパンフレットがあればとの声があり、ひとり親家庭の様々な支援やサービスを分かりやすくお伝えすることを目的に作成した。

【取組】

- 市役所内の他部署管轄の事業や内容については、該当する部署に確認して原稿を作成。
- 庁外の組織の内容や連絡先等についてはインターネットで調べ、電話で確認するなどで作成。
- 担当者が中心となり、デザインやイラストなどは印刷事業者の協力を得て作成。
- スケジュール的には、児童扶養手当の届出書の提出時期に間に合わせることを目標に、４月から６月で原稿作成、７月に印刷（1000 部超）というスケジュールの中で作成。

「武雄市サポート HANDBOOK　ひとり親家庭応援パンフレット」（抜粋）

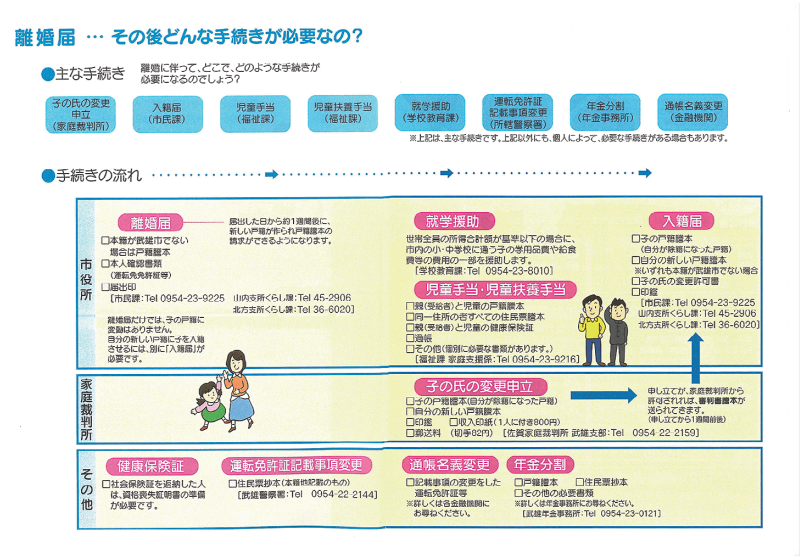

出典）武雄市「武雄市サポート HANDBOOK　ひとり親家庭応援パンフレット」

【成果】

○　作成したパンフレットは、児童扶養手当の現況届の手続きの際にひとり親家庭に配布し、様々な支援制度について周知している。また民生委員や女性のネットワーク関連の団体に配布し支援や相談の際に活用している。

【その他（関連資料等）】

平成２７年度には、内容を更新するなどした改訂版を作成している。

【担当部署】武雄市　くらし部　福祉課　　0954-23-9216

熊本県	ひとり親家庭等生活向上事業	子どもの生活・学習支援事業

最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」

【背景・目的】

熊本県知事自身の体験などに基づき、教育により将来の貧困を克服し、貧困の連鎖を止めることが重要との考えのもと、熊本県では、ひとり親家庭の学習支援に、近年、力を注いでいる。

ひとり親家庭では塾に子どもを通わせることが金銭的に難しいだけでなく、子どもの居場所が確保されにくいといった状況もあり、それらを解決することも求められていた。

一方、平成 24 年度に厚生労働省の安心子ども基金を活用して開始した民間の塾による学習支援への助成制度事業は平成 26 年度末で終了したものの、その後についても、熊本県が塾に協力を依頼し、『ひとり親家庭応援の塾』として、継続実施されている。

【取組】

- 『家庭の事情、不安や悩み等を抱え、学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する』として取り組む。
- 社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会（コーディネーターはプロパー職員）と県内の他の 2 つの母子寡婦福祉連合会（いずれも委託先）が連携し、教室や学習支援員の確保を実施。
- ニーズを有する児童の掘り起こしや学習支援を行う学習支援員の確保、実施するための場所の確保などを、コーディネーターと県の職員が、当初は一緒になって取り組み、展開のためのノウハウ等を蓄積。
- 『ひとり親家庭応援の塾』は、主に学習習慣があるひとり親家庭の子ども向けの学習支援事業としての位置づけ。現在は熊本県の財政的な負担はなく、県のホームページを活用して本事業に協力をしている塾の PR を行うことや熊本県知事名での登録書の配付を実施。

【成果】

○ 積極的に取り組んできた結果、教室数及び子どもの数は、「第 3 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」における平成 28 年度目標を大きく上回る 110 教室、492 人（平成 28 年 12 月末時点）。平成 27 年度末時点では、教室数も子どもの数も全国一（標記補助事業を活用している都道府県比較）。

○ 学習面での効果だけでなく、ひとり親家庭の子どもの居場所の確保にも寄与。

○ 大規模な教室ではなく、個々の地域のニーズに応じて、子どもたちが徒歩や自転車で通えるように、ニーズのある子どもたちの自宅近くに教室を確保することで、児童数も増加。

「地域の学習教室」と「ひとり親家庭応援の塾」の利用状況等

		平成 27 年度	平成 28 年度（12 月末現在）
ひとり親家庭等生活向上事業 子どもの生活・学習支援事業	教室数	88 教室	110 教室
	子どもの数	348 人	492 人
ひとり親家庭応援の塾	塾数	106 塾	102 塾
	子どもの数	774 人	904 人

出典）熊本県資料より作成

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】熊本県　健康福祉部　子ども・障がい福祉局　子ども家庭福祉課　096-333-2229

沖縄県	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	養育費等支援事業

相談業務の経験が豊富な職員を養育費専門相談員として配置、養育費に関する相談を糸口に、適切な支援につなぐ

【背景・目的】

沖縄県では、沖縄県母子寡婦福祉連合会（以下、「県母連」）に委託し、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施している。県母連の相談窓口には、特に養育費に関する相談件数が多いため、養育費等支援事業を実施することとした。養育費に関する相談では、一つの要素に複合的な要因が絡んだ結果として、経済的に困窮しているひとり親の父母からの相談が多い。そのため、県母連の中でも養育費に関する知識のみならず、相談業務の経験が豊富な職員を、養育費専門相談員として配置して対応している。

【取組】

- 社会福祉主事の資格を持ち、長年、母子寡婦福祉の業務に従事するなど経験豊富な職員を、養育費専門相談員として 1 名配置。週に三日、相談を受け付け。
- 養育費専門相談員の業務は、相談への対応をするほか、相談者が調停中の場合は、必要に応じて家庭裁判所の同行まで多岐。
- 相談窓口には、公正証書を作成しておらず非同居親への養育費の請求が難しい等の困難ケースの相談者も多く、その場合は弁護士および司法書士へつなぐ。弁護士および司法書士相談は月に 4 回、毎週金曜日に実施。（5 週目は休み）
- 相談業務では、相談者ときちんとラポールを形成することを意識して実施。また、非同居親からの相談もあり、同居親と非同居親、相互の悩み、関係性を俯瞰的に見るように努めている。

【成果】

○ 養育費に関する相談を糸口に、相談者が抱える悩みを取り巻く複合的な要因に対して支援を行うことができるようになった。
○ 相談件数は以下のとおり。

沖縄県の平成 28 年度の養育費相談件数（11 月末現在）

	相談件数	面談	電話
母子世帯	103	25	78
寡婦	7	3	4
離婚前（女性）	58	15	43
離婚前（男性）	2	1	1
未婚	13	2	11
父子家庭	5	2	3
親族	13	2	11
関係機関	5	0	5
合計	206	50	156

出典）沖縄県母子寡婦福祉連合会資料

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】沖縄県　子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課　　098-866-2174

沖縄県	ひとり親家庭等生活向上事業	家計管理・生活支援講習会等事業

家計を見直すことで相談者本人も自らの生活を見直すきっかけとなるように、家計管理に関する講座を開講

【背景・目的】

沖縄県では、沖縄県母子寡婦福祉連合会（以下、「県母連」）に委託し、ひとり親家庭等生活向上事業を実施している。県母連の相談窓口には、借金や多重債務等の債務に関する相談が寄せられている。債務に関する相談から、その家庭が抱える様々な問題が見えてくるため、相談を、支援につなぐ重要な入り口の一つとして位置づけ、家計を見直すための家計管理に関する講座、また、養育費の取得のための講座を実施している。

【取組】

- 家計管理に関する講座は、ひとり親向けの様々な講座を開講している「すこやか講座」の一環として実施。開催時は、専門的な知識を保有している金融広報アドバイザーやファイナンシャルプランナーへ講師を依頼。公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）や公益財団法人消費者教育支援センターとの協力で、講座を開講したこともある。
- 講座は沖縄県を 6 地区に分割し、各地区で年に 1 度以上実施。

「子育て世代のくらしとお金の教室」実施概要（公益財団法人消費者教育支援センター実施）

「子育て世代のくらしとお金の教室」実施概要

【那覇会場】　日程：第 1 回：2016 年 11 月 26 日（土）　第 2 回：12 月 10 日（土）
会場：沖縄県総合福祉センター

＜第 1 回＞　11 月 26 日（土）

日　時	内　容	講　師
10:00～	受　付	
10:20～	開会挨拶	
10:30～12:00	**セッション1　知っておこう！子供の教育費と社会保険・公的支援の活用法** 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立てたい公的支援制度について学びます。	青山　喜佐子 （特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）
12:00～12:45	休　憩	
12:45～14:15	**セッション2　やりくり上手になるための家計の見直し・節約のポイント** 家計の見直しのポイントや節約術について、ファイルやレシートを使った簡単な管理・把握方法について学びます。	佐々木　かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 名城　佳枝 （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）
14:15～14:30	閉　会	

＜第 2 回＞　12 月 10 日（土）

日　時	内　容	講　師
10:00～	受　付	
10:30～12:00	**セッション3　気をつけて！スマホ、クレジットカード、ローンの契約・利用でのトラブル** 最近の情報通信の契約や課金の仕組みとトラブル、クレジットカードやローンを利用する際の注意点について学びます。	仲宗根　京子 （消費生活専門相談員、NPO法人消費者センター沖縄理事長） 二宮　哲夫 （総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長）
12:00～12:45	休　憩	
12:45～14:15	**セッション4　子育て世代のためのライフプランニング** 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供の成長にあわせて必要となるライフプランの立て方について学びます。	佐々木　かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 名城　佳枝 （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）
14:15～14:30	記念品の贈呈、閉会	

出典）公益財団法人消費者教育支援センター資料

【成果】

○ ひとり親家庭の父母にとって、家計管理は非常に重要で、関心の高いトピックの一つであるため、受講率は高く、講座を通し、相談窓口を周知することができる。
○ 家計管理の一つに、養育費に対する悩みや相談も付随するため、家計を見直すことで養育費の相談にもつなぐことができる。

【その他（関連資料）】

家計管理の講座を通じ、子どもに関する悩みや障害のある子どもがいる家庭からの相談を受けることがあるので、県母連の窓口だけでなく、地域の民生委員と連携して、支援を行うこともある。

【担当部署】 沖縄県　子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課　　098-866-2174

沖縄県	ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の父母のニーズにこたえ日常生活支援を実施

【背景・目的】

沖縄県のひとり親家庭・寡婦（かつて母子家庭であった方）の方を対象に、一時的に家事や育児が困難になった場合に資格等を有する家庭生活支援員を派遣し、生活援助、子育て支援を実施している。

【取組】

- 沖縄県では、沖縄県母子寡婦福祉連合会（以下、「県母連」）に委託し、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施。
- 支援内容は利用者の自宅に家庭生活支援員を派遣し、生活援助から子育て支援まで利用者の希望に沿って家庭生活支援員が家事全般を手伝う。また、支援員宅で子育て支援を行う場合もある。
- 家庭生活支援員は、介護職員初任者研修・介護福祉士・看護師・保育士・家庭生活支援員養成の研修を修了した支援員が日常生活をサポートしている。
- 家庭生活支援員派遣までの手続きは以下のとおり。

I.	市町村の窓口で利用希望者が申請を行う。 利用希望者は、住所のある市町村の相談窓口で利用者申請。なお、対象は那覇市を除く県全域。
II.	申請を受け付けた市町村から沖縄県へ申請書を送付し、沖縄県は審査を行い利用可否を決定。
III.	沖縄県から県母連・利用者・市町村へ、新規利用者登録の決定通知をする。利用する場合は、利用者が県母連へ連絡し家庭生活支援員を派遣する。
IV.	県母連が派遣する家庭生活支援員を決定後、派遣される家庭生活支援員と利用者とで直接連絡し詳しく支援内容を調整、支援を実施。

事業紹介のチラシ

出典）沖縄県「ヘルパーを派遣します」

- 家庭生活支援員は、沖縄県全域をカバーするため、全市町村に配置。（那覇市は中核市であるため、市独自で実施。）

【成果】

○ 働きながら家事を行うことは負担が大きく、本事業を利用したひとり親家庭の父母からの反響は大きく、「利用して良かった」という声が多く寄せられている。

【その他（関連資料）】

ヘルパーというとひとり親家庭の父母は、お手伝いさんと誤認し、支援内容以外が頼まれることもあるので、支援の趣旨を理解してもらうことが重要である。

初回利用者については、自宅での支援ということもあり、“他人を家に入れるなんて”と心理的ハードルが高いこともある。しかし、一度利用すれば、その便利さから、継続する利用者が多いため、ヘルパーと利用者との間に、信頼関係を築くかがポイントとなる。

【担当部署】沖縄県　子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課　　098-866-2174

那覇市	ひとり親家庭等日常生活支援事業

支援を通じて相談窓口への来訪を促し、相談・その他の支援へつなぐ

【背景・目的】

那覇市では、ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用する方が年々増えてきている。沖縄県調査により、母と子という形態のひとり親家庭が多く、就業しているひとり親家庭の割合が多く占めていることから、残業等で仕事と家庭の両立が難しいという背景がある。

【取組】

- 那覇市では、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会（以下、「那覇市母子寡婦福祉会」）へ委託し、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施。
- ひとり親家庭の父母などの利用希望者が、那覇市役所内の相談窓口へ来訪、事業内容の説明を受け、利用者登録の申請をする。市は要件の審査など手続きを行い、決定した内容を申請者と那覇市母子寡婦福祉会に通知する。その後に利用者が、希望する日時や内容を那覇市母子寡婦福祉会に直接依頼。那覇市母子寡婦福祉会は、家庭生活支援員と調整し、派遣する。
- 現在、那覇市では、家庭生活支援員 42 名が登録ずみ。
- 現在就業していないひとり親家庭の父母も、このサービスが利用できるので、安心して資格取得のための講座や就業するための面接行くことができる。
- 原則として年間 80 時間の利用を限度に設定。

那覇市　ひとり親家庭等日常生活支援事業　案内

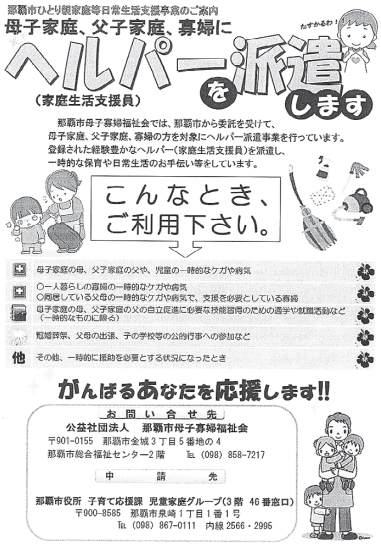

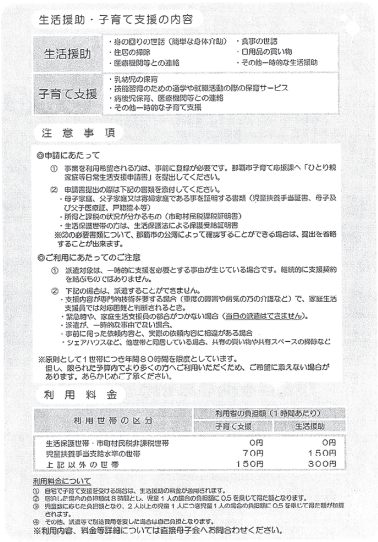

出典）那覇市資料

【成果】

○ 事業の利用を希望したことがきっかけで、児童扶養手当の現況届をする際など、那覇市母子寡婦福祉会や那覇市の窓口に、相談するひとり親家庭の父母が増加した。

○ 那覇市母子寡婦福祉会では、就業相談も窓口で行っているため、相談・その他の支援へ結びつけることができる。

【その他（関連資料等）】

－

【担当部署】那覇市　こどもみらい部　子育て応援課　　098-861-6951

沖縄市	母子・父子自立支援プログラム策定事業

自立に向けてプログラムを策定し、関係機関と連携することで最小限の人員で最大限の効果を発揮

【背景・目的】

沖縄市では、ひとり親家庭の中でも、ひとり親家庭の母の就業に関する相談が多く、また継続的な支援が必要であるため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施することとなった。

【取組】

- 沖縄市では、こどものまち推進部こども家庭課に相談窓口を設け、母子・父子自立支援プログラム策定員を１名配置し、相談からプログラム策定を実施。
- 相談を受け付ける際は、就業に特化している場合は母子・父子自立支援プログラム策定員、相談内容が多岐に渡る場合や緊急の支援が必要な場合は、庁内外の関係機関と連携し個々のケースに応じて対応。
- 今後どのように自立に向けて歩むべきか悩んでいるひとり親、現在就業中であっても収入の関係から転職するか悩んでいるひとり親を対象に、母子・父子自立支援プログラムを策定することが多い。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員一人での対応が難しいような相談内容については、課内での相談、ハローワークの職員との相談等により、適切な支援を実施。

【成果】

○ 母子・父子自立支援プログラム策定員は一人しか配置していないが、庁内外と連携することで、多くの策定実績を残している。
○ 母子・父子自立支援プログラムを策定することで、定期的に、ひとり親家庭の父母が相談に来所し、就業や自立に向けた相談・進捗把握だけでなく、その家庭や子どもの状況も定期的に把握できるようになり、適切な支援を、必要なタイミングで実施できるようになった。
○ 相談件数は以下のとおりである。

沖縄市　母子・父子自立支援プログラムに関する相談件数及び策定件数

	プログラム策定に関する相談受付件数	プログラム策定件数
平成 26 年	58	34
平成 27 年	72	35
平成 28 年（10 月時点）	58	27

出典）沖縄県ヒアリング資料より作成

【その他（関連資料等）】

沖縄市では、母子・父子自立支援員や就業支援専門員を配置せず、母子・父子自立支援プログラム策定員のみを配置している。

【担当部署】沖縄市　こどものまち推進部　こども家庭課　098-939-1212

沖縄市	その他	庁内外連携

近隣自治体と情報交換を行い、ひとり親家庭への支援のケースを共有

【背景・目的】

沖縄市では、沖縄県の担当者が主催している沖縄県中部の自治体（沖縄市と宜野湾市、うるま市、中部に属する町村）が参加する担当者会議に出席している。

子どもの貧困や生活困窮に関する社会情勢は日々変わっており、沖縄県が主導で会議を設置し、各自治体で実施している支援の内容や取組状況について、情報交換を行っている。

【取組】

- 沖縄市、宜野湾市、うるま市と沖縄県中部に属する町村では、沖縄県の担当者が主導で年に 2 回、定期的に福祉関係の担当者会議を実施。会議では、「相談受付当初、困難ケースと考えられていた相談者が、自立に向けてどのように歩んだか」等のケース共有を主に実施。
- 沖縄市からの参加者は、生活保護担当部署の健康福祉部保護課、ひとり親家庭向けの相談と就業支援を行っているこどものまち推進部こども家庭課。
- 平成 27 年は沖縄市が事務局担当であったこともあり、担当部局会議でひとり親家庭に関する支援の内容を発表。ひとり親家庭の悩みは就労のみならず、生活に関する悩みや子育て等多岐に渡り、一つの課では対応できないことも多いため、庁内外の関係機関との連携が重要であること、沖縄市では日頃から関係機関とどう連携し、支援を行っているかについて、ケース共有を通じて発表。

【成果】

○ 他自治体の取り組みや支援内容を学ぶ機会及び意見交換の機会が設けられ、所属自治体の今後の支援を考える、よいきっかけとなっている。

○ 自治体内の他部署の担当者とだけでなく、他の自治体の担当者とも顔見知りとなったため、相談や情報交換がしやすくなった。

【その他（関連資料等）】

会議に参加している自治体では、どの自治体も保育園の待機児童に関する問題を抱えており、会議を実施して顔見知りとなった担当者同士、所属自治体に保育園の空きがなかった場合は、他自治体へ保育園の空き状況を確認し合うようになった。

【担当部署】沖縄市　こどものまち推進部　こども家庭課　　098-939-1212

III. 自治体別ひとり親家庭等の支援策別　インデックス

自治体別ひとり親家庭等の支援策別

※セル内の数字はページ番号を示す。

	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業 ）							ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業					ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	子育て短期支援事業	その他	
	就業支援事業	就業支援講習会等事業	就業情報提供事業	養育費等支援事業	面会交流支援事業	相談関係職員研修支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		相談支援事業	家計管理・生活支援講習会等事業	学習支援事業	情報交換事業	子どもの生活・学習支援事業					生活支援・相談受付	庁内外連携
札幌市	7																		
旭川市	8	8	8																
滝沢市																			9
埼玉県		10				10				11						12			
川越市												13							
上尾市																		14, 15	
越谷市																			16
船橋市		18													17			19	
松戸市													21			20			22
東京都					23														
新宿区																	24		
目黒区											25		25						
世田谷区							27						26		28				
練馬区							29												
足立区												31						30	
江戸川区	33	33	33						32				32		33	33			

	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業 ）							ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業					ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	子育て短期支援事業	その他	
	就業支援事業	就業支援講習会等事業	就業情報提供事業	養育費等支援事業	面会交流支援事業	相談関係職員研修支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		相談支援事業	家計管理・生活支援講習会等事業	学習支援事業	情報交換事業	子どもの生活・学習支援事業					生活支援・相談受付	庁内外連携
八王子市													34, 35						
立川市																	36		37
武蔵野市							38								39				
調布市									40				40		41				
藤沢市								42					43						
新潟市	44																		
柏崎市								45											
静岡市														46					
碧南市																			47
京都府													48						
京都市														49					
大阪府		50								51									
箕面市																		52	
明石市				54	53											54			
三田市																55			56
高松市					57														
香南市																			58
北九州市					60								59						
福岡市				61						62									
武雄市							63												

	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業 ）							ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業					ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	子育て短期支援事業	その他	
	就業支援事業	就業支援講習会等事業	就業情報提供事業	養育費等支援事業	面会交流支援事業	相談関係職員研修支援事業	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		相談支援事業	家計管理・生活支援講習会等事業	学習支援事業	情報交換事業	子どもの生活・学習支援事業					生活支援・相談受付	庁内外連携
熊本県													64						
沖縄県				65				67		66									
那覇市								68											
沖縄市															69				70

事業別自治体別の特徴

事業名		自治体名	特徴	頁
母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）	就業支援事業	札幌市	メディアの活用、開放的な空間での開催で合同就職説明会への参加を促進	7
		旭川市	社会福祉協議会との連携により就業支援を促進	8
		江戸川区	ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置	33
		新潟市	就労支援にノウハウをもつ民間事業者を活用し出張相談等で実施場所にとらわれない相談業務を実施	44
	就業支援講習会等事業	旭川市	社会福祉協議会との連携により就業支援を促進	8
		埼玉県	様々な研修プログラムを通じて、県内の母子・父子自立支援員等の育成に注力	10
		船橋市	ひとり親家庭の就業促進のための技能取得講座及びセミナーの開催	18
		江戸川区	ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置	33
		大阪府	看護師への就業を支援するための看護学校受験を支援	50
	就業情報提供事業	旭川市	社会福祉協議会との連携により就業支援を促進	8
		江戸川区	ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置	33
	養育費等支援事業	明石市	ひとり親家庭の様々な悩みに応えるため、ひとり親家庭総合相談会を開催	54
		福岡市	離婚問題に詳しい弁護士を配置し就業中のひとり親でも来訪しやすい土曜日に法律相談を実施	61
		沖縄県	相談業務の経験が豊富な職員を養育費専門相談員として配置、養育費に関する相談を糸口に、適切な支援につなぐ	65
	面会交流支援事業	東京都	専門機関への再委託による面会交流の実施	23
		明石市	離婚後の父母が顔を合わせることなくこどもと面会親が交流できるように、連絡調整から交流当日までをサポート	53
		高松市	地域の組織と連携して面会交流支援を開始	57
		北九州市	平成 28 年度から、ひとり親家庭面会交流支援事業を開始	60
	相談関係職員研修支援事業	埼玉県	様々な研修プログラムを通じて、県内の母子・父子自立支援員等の育成に注力	10
	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	世田谷区	ひとり親家庭向け支援事業の認知度の低さを踏まえ、配布方法の充実と父母が持ち運びやすい形体のリーフレットの作成	27

事業名		自治体名	特徴	頁
		練馬区	6000 世帯を対象に大規模な「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施　調査結果を踏まえ、平成 29 年度から施策を充実	29
		武蔵野市	ひとり親家庭に声をかけてほしい、知ってほしいなどを目的に、「ひとり親家庭サービスのしおり」を作成	38
		武雄市	ひとり親家庭応援パンフレットを作成	63
ひとり親家庭等日常生活支援事業		藤沢市	利用時間帯の延長や支援上限時間の拡大、緊急の利用ニーズへの対応など、利用しやすい内容に改善しながらサービスを提供	42
		柏崎市	地域の母子会と連携した家庭生活支援員の派遣、事業実施	45
		沖縄県	ひとり親家庭の父母のニーズにこたえ日常生活支援を実施	67
		那覇市	支援を通じて相談窓口への来訪を促し、相談・その他の支援へつなぐ	68
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	江戸川区	ひとり親家庭向け学習支援事業の実施とその機会を活用した総合相談窓口への誘導	32
		調布市	相談、居場所、学習支援に取り組む子ども・若者総合支援事業を実施	40
	家計管理・生活支援講習会等事業	埼玉県	子どもの教育資金をテーマにした講演と相談会を実施	11
		大阪府	家計管理と健康づくり、食育の講習会を実施	51
		福岡市	各分野でひとり親家庭への支援に携わる専門家をセミナーに招き、様々な方面から養育費と面会交流の重要性を周知	62
		沖縄県	家計を見直すことで相談者本人も自らの生活を見直すきっかけとなるように、家計管理に関する講座を開講	66
	学習支援事業	目黒区	子どもの生活・学習支援事業の実施の中で、高卒認定を目指す子どもの親が希望したため、親の学習支援を開始	25
	情報交換事業	川越市	孤立しがちなひとり親に対して交流の場を提供し、相談窓口の職員とだけでなくひとり親家庭同士で悩みを共有	13
		足立区	情報提供とひとり親家庭同士のつながりのきっかけとなる交流の場「サロン豆の木」を設置	31
	子どもの生活・学習支援事業	松戸市	生活困窮者自立支援制度「子どもの学習支援事業」と連携し子どもの生活・学習支援事業を展開	21
		目黒区	子どもの生活・学習支援事業の実施の中で、高卒認定を目指す子どもの親が希望したため、親の学習支援を開始	25
		世田谷区	大学生や社会人のボランティアが対応する子どもの学習支援「かるがもスタディルーム」	26
		江戸川区	ひとり親家庭向け学習支援事業の実施とその機会を活用した総合相談窓口への誘導	32
		八王子市	民間の学習塾へ委託し、家庭教師を派遣	34
			学習支援と体験事業を一体的に行い、子どもの日曜日の居場所づくりを支援	35
		調布市	相談、居場所、学習支援に取り組む子ども・若者総合支援事業を実施	40

事業名		自治体名	特徴	頁
		藤沢市	基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供などの支援を行う夜間の子どもの居場所を平成 28 年秋から市内 2 か所で開設	43
		京都府	夏休み、休日、平日ごとに、子どもが安心して生活できる「こどもの居場所づくり事業」を実施	48
		北九州市	学習支援と食の提供を一体化させた「子ども食堂」を開設、モデルケースとして成果を広げ、市全域での普及を目指す	59
		熊本県	最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」	64
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		静岡市	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を平成 27 年度に申請から支給まで実施	46
		京都市	周知チラシ等により、ひとり親家庭の学び直しのための支援事業ＰＲ	49
母子・父子自立支援プログラム策定事業		船橋市	自立支援プログラム策定員による就業支援、ハローワーク同行	17
		世田谷区	親子ともに自分を知って今後のことを考えるための自立支援プログラムを、大学と協働で開発	28
		江戸川区	ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置	33
		武蔵野市	母子・父子自立支援員のハローワークへの同行、ハローワークによる出張相談窓口の設置などで就労支援をサポート	39
		調布市	就労支援専門員の配置や「ちょうふ就職サポート」が連携して就労支援を実施	41
		沖縄市	自立に向けてプログラムを策定し、関係機関と連携することで最小限の人員で最大限の効果を発揮	69
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		埼玉県	福祉事務所に就業支援専門員を配置し、ハローワークと連携して児童扶養手当受給者の就業、職場への定着を支援	12
		松戸市	ひとり親家庭向けの諸手当の窓口と相談窓口を一本化し、相談者の利便性向上を実現し、相談件数も増加	20
		江戸川区	ワンストップで寄り添い型の支援ができる「ひとり親相談室すずらん」の民間委託方式による設置	33
		明石市	ひとり親家庭の様々な悩みに応えるため、ひとり親家庭総合相談会を開催	54
		三田市	「ひとり親相談管理システム」の導入により情報の一元管理が可能に	55
子育て短期支援事業		新宿区	実施場所（受け入れ先）を協力家庭とした子育て短期支援事業の実施	24
		立川市	別々な外部委託から、隣接する日野市と共同での委託に変更し、利用者数の変動にも対応できる受入環境の充実を実現	36
その他	生活支援・相談受付	上尾市	国家資格をもつ支援員を中心に相談に関する研修を実施、担当課職員全員が相談受付可能に	14
			ひとり親家庭支援相談窓口「こどもすくすくスクエア」を設置し、ワンストップで相談を受付	15
		船橋市	相談機能の充実と漏れのない支援策の周知	19

事業名		自治体名	特徴	頁
		足立区	ひとり親家庭の視点から必要な情報を集めた「ひとり親家庭応援ブック」を作成	30
		箕面市	ひとり親家庭の法律的問題を専門に受ける無料法律相談を定期的に開催	52
	庁内外連携	滝沢市	庁内の連携により、支援の網目を細かくする取組を実施	9
		松戸市	庁内連携チーム「子どもの未来応援検討チーム」を設置し、庁内を横断して子どもの未来について検討を実施	22
		立川市	住民基本台帳と庁内の相談履歴を活用して、ひとり親家庭を抽出、精査し、絞り込んだうえで全件訪問を実施	37
		碧南市	庁内の他部署へ協力を呼びかけ、離婚届配布時に離婚後の子どもの養育に関する冊子の配布と相談窓口の存在も周知	47
		三田市	各種支援団体と連携したひとり親支援を実施	56
		香南市	手続き窓口の場所が離れている中で手続き漏れ等が生じないよう連絡票を作成	58
		越谷市	連絡票を用いて、ハローワークへの相談者の訪問を支援	16
		沖縄市	近隣自治体と情報交換を行い、ひとり親家庭への支援のケースを共有	70

「すくすくサポート・プロジェクト」について

すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的にひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるために、平成 27 年 12 月 21 日に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定された。

本プロジェクトの効果的な実施のため、困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、同プロジェクトの愛称・ロゴマーク等を以下のとおり定めている。

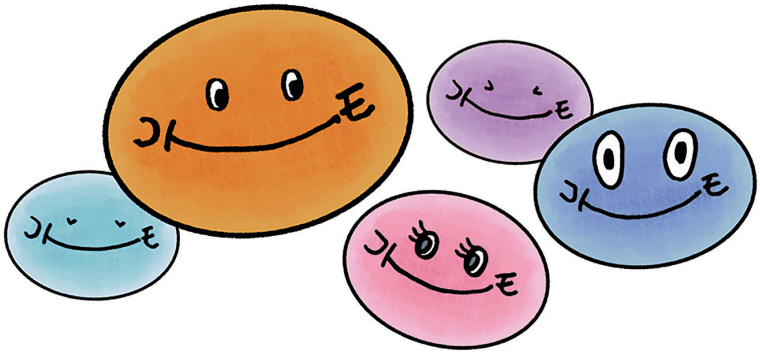

「すくすくサポート・プロジェクト」ロゴマーク

○通称
親とこどもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト」
（子どもの側に立ち、親と子どもを支援する、というプロジェクトの考え方を示したもの。）

○愛称
親とこどもたち一人ひとりのための「すくすくサポート・プロジェクト」（略称：すくサポ）
（未来そのものである子どもが、すくすくと確実に成長していくよう支援し、広くプロジェクトを普及させるため、通称に加え定めたもの。）

○相談窓口名
こどもの住む　暮らす　学ぶ　働くを総合支援「こどもすくすくスクエア」
（ ひとり親家庭等の生活・学び・仕事・住まいを社会全体で総合的に支援する窓口名として、プロジェクトの愛称と合わせた名称としたもの。）

○相談員名
気づく　寄りそう　つなげていく「こどもすくすくサポーター」
（プロジェクトの愛称・相談窓口名とも合わせた名称としたもの。）

（参考）愛称・ロゴマークの考え方
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000113489.pdf

（出所）「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称・ロゴマーク等について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113317.html

ひとり親家庭支援策の実態に関する事例集

平成 29 年 3 月　発行
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室　発行
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2

委託先　エム・アール・アイ　リサーチアソシエイツ株式会社
〒101-0047　東京都千代田区内神田一丁目 13 番 1 号

禁無断転載